

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 令和7年3月10日（月）

開会 午前 9時00分

閉会 午後 4時18分

出席者 委 員 委員長 森 戸 雅 孝

川 田 俊 介 浅 野 貴 之 古 沢 ちい子

内 海 まさかず 広 瀬 義 明 白 石 幹 男

議 長 梅 澤 米 満

傍 聴 者 小太刀 孝 之 市 村 隆 雨 宮 茂 樹

小 平 啓 佑 大 浦 兼 政 針 谷 育 造

大 谷 好 一 小久保 かおる 青 木 一 男

松 本 喜 一 針 谷 正 夫 氏 家 晃

福 富 善 明 福 田 裕 司 中 島 克 訓

大阿久 岩 人 小 堀 良 江 関 口 孫一郎

事務局職員 事務局 長 森 下 義 浩 議事課 長 野 中 繭実子

主 査 村 上 憲 之 主 事 斉 藤 千 明

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

生 活 環 境 部 長	茅 原 節 子
保 健 福 祉 部 長	首 長 正 博
こ ど も 未 来 部 長	小 川 稔
市 民 生 活 課 長	阿 部 有 子
交 通 防 犯 課 長	高 久 一 典
保 険 年 金 課 長	臼 井 司
環 境 課 長	福 田 欽 也
ク リ ー ン 推 進 課 長	成 瀬 友 久
福 祉 総 務 課 長	田 中 典 行
福 祉 総 務 課 主 幹	江 田 曉
障 が い 福 祉 課 長	鈴 木 正 之
高 齢 介 護 課 長	寺 内 均
地 域 包 括 ケ ア 推 進 課 長	松 本 佳 久
健 康 増 進 課 長	毛 塚 裕 子
子 育 て 総 務 課 長	大 塚 清 孝
こ ども 家 庭 セ ン タ ー 所 長	神 長 利 之
保 育 課 長	江 面 健 太 郎

令和 7 年第 2 回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

令和 7 年 3 月 1 0 日 午前 9 時開議 全員協議会室

- 日程第 1 議案第 2 4 号 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 2 5 号 栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定について
- 日程第 3 議案第 3 6 号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 3 7 号 栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 3 8 号 栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 3 9 号 栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 4 0 号 栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 4 1 号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 4 2 号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 0 議案第 4 3 号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 1 議案第 4 4 号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 2 議案第 4 5 号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 1 3 議案第 5 3 号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 4 議案第 5 4 号 栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 5 議案第 5 5 号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定について
- 日程第 1 6 議案第 5 7 号 財産の無償貸付けについて
- 日程第 1 7 議案第 1 5 号 令和 6 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 0 号）（所管関係部分）

- 日程第 18 議案第 16 号 令和 6 年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 19 議案第 17 号 令和 6 年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 20 議案第 18 号 令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 19 号 令和 6 年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算
（第 2 号）
- 日程第 22 陳情第 1 号 都賀幼稚園の虐待及び不適切な保育について第三者委員会の設置等を求
める陳情書

◎開会及び開議の宣告

○委員長（森戸雅孝君） ただいまの出席委員は7名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎諸報告

○委員長（森戸雅孝君） 当常任委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（森戸雅孝君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第24号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、議案第24号 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 委員の皆様、おはようございます。今日1日、どうぞよろしく願いいたします。

ただいまご上程をいただきました議案第24号 栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は11ページから26ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の5ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の5ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その設備及び運営に関する基準を定めるため、栃木市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

なお、乳児等通園支援事業は、現在国の要綱に基づき、試行的事業として実施しております（仮称）こども誰でも通園制度の正式名称であります。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の11ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、12ページを御覧ください。本条例の根拠となる

国の基準につきましては、参酌すべき基準と従うべき基準がありますが、制定する市の基準につきましては、現在の試行的事業の実施状況及び円滑な制度化への対応を踏まえ、国と異なる内容とすべき特殊事情や要因はないことから、国の基準と同様の内容としております。

まず、目次であります。本条例は3章立て、26条で構成しております。第1条は、本条例の趣旨を、第2条は、本条例で定める基準の目的として基本理念を定めるものであります。

13ページになります。第3条は、乳児等通園支援事業者に設備及び運営の向上を義務づけ、第4条は、乳児等通園支援事業者の一般原則として、利用乳幼児の人権への配慮等について定めるものであります。

14ページになります。第5条は、乳児等通園支援事業者に消火器等の設置と避難、消火訓練の実施について、第6条は、乳児等通園支援事業所ごとの安全計画の策定等について、15ページになります。第7条は、送迎等、自動車運行時の利用乳幼児の所在確認について義務づけるものであります。

第8条は、乳児等通園支援事業者の職員の一般的な資質等について、第9条は、職員の研さん、知識、技能の向上、研修機会の確保について定めるものであります。

16ページになります。第10条は、乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併置するときは、一部機能を兼ねることができるものとして定めるものであります。

第11条は、利用乳幼児の差別的取扱いの禁止について、第12条は、利用乳幼児への虐待等の禁止について、第13条は、利用乳幼児の使用する設備、食器、飲用水等の衛生的な管理について定めるものであります。

17ページになります。第14条は、食事の提供を行う場合において、必要な調理設備の整備について、第15条は、乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規定の整備について義務づけるものであります。

18ページになります。第16条は、乳児等通園支援事業所に備える職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇等の帳簿の整備について、第17条は、利用乳幼児とその家族の秘密の保持について、第18条は、苦情受付窓口の設置等について義務づけるものであります。

第19条は、乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業と余裕活用型乳児等通園支援事業の2類型とするものであります。一般型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、小規模保育施設等において、乳児等通園支援事業のために専用室を設けるなどにより、新たに利用定員を設定して実施するものであります。余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園、小規模保育施設等において、空いている利用定員の枠を活用し実施するものであります。

19ページになります。第20条は、一般型乳児等通園支援事業所に必要な専用室、その面積等の設備の基準について、23ページになります。第21条は、乳児等通園支援事業者の資格、保育士配置数等の職員の基準について定めるものであります。

24ページになります。第22条は、一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援の内容は、保育所保育指針に準拠することについて、第23条は、乳児等通園支援の内容等について、保護者の理解、協力を得るよう一般型乳児等通園支援事業者に努力義務を課すものであります。

25ページになります。第24条は、余裕活用型乳児等通園支援事業所の設備及び職員の基準について、第25条は、第22条及び第23条の規定の一部を読み替えて、余裕活用型乳児等通園支援事業に準用するものであります。

第26条は、記録、作成する書面について、電磁的記録により行うことができるとするものであります。

26ページになります。附則につきましては、令和7年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法でお願いいたします。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例に該当する事業者数というのは、どの程度見込んでいらっしゃるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 現時点では、試行的事業として10か所事業を行っておりまして、令和7年度の利用の意向を調査したところ、その10か所ということで認識をしております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市では試行的にやっているということですがけれども、先ほどの説明ですと要領に基づいて今年度というかやっていて、その要領と今回の条例との違いというのはどこにありますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 国の要綱に基づきまして、試行的事業をやっております。この誰でも通園制度につきましては、一時預かり事業と、職員とか設備の基準というのは同じでございまして、それがこのまま落とし込まれているということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、第2条ですけれども、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員、これかなり曖昧というか、そういう定義になっていますけれども、これをきちっとした訓練というか、そういうものはどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほどご説明で申し上げましたとおり、ここは理念を定めているものでございますが、職員の部分につきましては、研修等々でスキルの向上に努めていただくということはもちろんでございますし、設備につきましては、その認可というものがこの後入ってまいりますので、そういったところで引き続き確認をしてまいりたいということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 第2条で言いますと、一番下の行で、乳児または幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助、そういうふうになっているのですが、これは保育とは違うということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 誰でも通園制度の対象となる方については、実際に保育を受けていない方、就学していない子供が対象ということ、認定を受けていないということになりますので、そういった自宅で保育をされている方のお子さんを、こういった子供の成長に寄与していくという機会を提供する場におきまして、保護者の悩みだとか、子供たちの社会というのですか、子供の社会参加につなげていくような、その機会をつくることで、これまで家庭において、あるいは行政とか、そういった教育、保育施設の職員等が知ることのなかった世帯の親子の状況を確認することで、必要な支援につなげる機会が、この誰でも通園制度を通じて得られると、そういったところが一つのこの制度のポイントかなというふうに認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 栃木市は、もう先行的に、先行的というか、やっていますけれども、そういった今目的というか、言われましたけれども、そういったことが実際にできているのか、そこら辺はどうなのでしょう。試行的にやっている中で。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほどちょっと一時預かりというお話をさせていただきましたけれども、一時預かりというのは、どちらかというと親の事情というか、都合で利用するということが目的となっております。この誰でも通園制度につきましては、条件は問わないということで利用ができますので、そういったことで広く利用する機会というのは提供ができているものと考えておりますので、これまで使うことにつながらなかった人たちがこれを使うことによって、本当に支援の必要な世帯を把握することにつながっていくといいのかなということでありますが、実際にどの程度そういったケースがあるかということは、今この場にちょっと資料はありませんが、少なくとも保

護者が保育士と関わる機会になりまして、そこで日頃の子供のことでの相談というものには確実につながっているものと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） ちょっと飛びますけれども、第19条ですけれども、一般型と余裕活用型ということで規定、その2つをやるということですから、これは一般質問でもやりましたけれども、一般型の中には在園児と一緒に、それと施設を別にしてやると、2つの類型があると思うのですけれども、ここにはちゃんとそういったことを規定しなくてもよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ご案内のとおり、一般型には在園児合同のやり方、専用独立室のやり方、専用施設のやり方ということですが、こちらには余裕活用型以外の事業をこの事業とするということを書いてございまして、その後設備の基準というところで、独立した一般型の設備の基準というものを定めている、そういうことでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、第2節の一般型のほうで、その設備の基準というのは、これはこれまでの保育所の設備基準と同じか、どこか違うかをお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 面積的には同じでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 同じ基準だと、設備的には。

では、第21条、職員ですけれども、さっき一番最初に明るく、職員のことが、適切な訓練を受けた職員、ここに書いてあるのが市長が行う研修を修了した者ということで、保育士の資格を持っていない方でも、こういう研修を受ければ職員というか、やれるということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ここでお示ししている方は子育て支援員ということで、県内におきましては栃木県の研修を受けた方、修了した方ということになるかと思いますが、そういった方も含めて保育士が半分以上占めなければならないということになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、職員の配置基準というのは、保育所とは違うということ。配置基準というのですか、人数は同じかもしれないけれども、資格がない者も含まれてやることができるということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほども申し上げましたが、一時預かりにおきましては子育て支援員も配置できるということになっている部分におきましては、今の保育所と同じでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 一時預かりも子育て支援員という研修を受けた者でやっている、それと同じ基準でやるということですか。分かりました。

あとは、第24条は余裕活用型、これは定員に満たない部分について、保育所がその範囲内でやれるということで、別に保育士を増やすとか、そういうことはやらなくてもいいということなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） おっしゃるとおりで、利用定員に空きが出ている場合に、その空きを活用するということがあります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、空き状況の変化ということもありますよね。途中で正式に入園してきたとか、となるとその範囲もいろいろ自由というか変化することになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） おっしゃるとおり、利用定員というまず枠が決まっていますので、入園者と誰でも通園を使う人で、その利用定員を超えるわけにはいきませんので、そういったことのないように見通しを立てた保育を行っていただくということになります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 1つ確認をさせていただきます。この条例を制定することによって、誰通を実施している園には何か影響は想定をされますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 影響といいますか、まず令和7年の4月1日から誰でも通園制度を引き続き実施するためには、認可手続が必要になってまいります。その認可の最低基準が、こちらの条例で定めているものになりますので、今現に行っている事業者におかれては、この基準に沿った形が最低限求められる、そういったことでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ご説明の中では、国の要領とこれはイコールなので、今実施している10園については、基本的には影響がないという認識でよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） おっしゃるとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 分かりました。この誰通の制度については、潜在的な需要も含めて、これか

らニーズが高まると思いますので、この条例の制定全体としては必要なものと認識しておりますし、適正な保育、幼児教育の実施について努力をしていただきたいというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにございませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回制定されるというか、出されています条例が全26条から成り立っていますが、これはほとんど国から出ている要領を落とし込んだものという確認をさせていただきたいのですが、それでよろしいのですよね。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 国の基準に沿って規定させていただいております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それでは、それを前提にお伺いさせていただきます。

私の手元に、その国の基準がございます。これは4月1日から施行というものでございますが、国のほうは全27条から成り立っております。つまりは1条少なくなっているのです、栃木市の今回の条例。何が少ないのかなと思いましたが、国のほうで定めております最低基準の向上のところが、条文はほかのところに振り分けられていて、1条分削られているということなのです。この最低基準の向上は何かと思いましたが、市は事業者に設備運営の向上をさせるように勧告をすることができると。これは、栃木市のほうの第3条のほうに組み込まれております。しかしながら、国のほうの第2項に、市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。これが、実は栃木市のほうでは第2条のほうに盛り込まれているのです。国のほうの第1項と第2項を、違うところにわざわざ振り分けた理由というのは何なのかお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 明確にはちょっとお答えができなくて申し訳ないのですが、市の例規審査の中でこういった形になったということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 明確な理由が説明できないということが、例規の中で振り分けたというのは全く説明になっていないと思うのですが、国からの基準をどのような理由でわざわざ別条項に振り分けたのか、明確な理由が本当にはないのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 内容を変えている、国の基準を第2条と第3条でどういうふうに組み替えたかということになるかと思いますが、この辺の例規の考え方とすると、ほかのこういった基準とのバランスの中で考えたのかなというところで推察するところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちなみに、これ令和7年内閣府令の第1号でこの基準が定められております。

市町村、我々自治体からすれば、ある意味上位法に当たるのではないかなという気がしないでもないのですが、その上位法の改定をきちんとした理由がないままに行っていたのかと、取ろうと思えば取れてしまうのですが、その辺のお考えどうですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 全く同じとおりに定めるということももちろんありますし、ほかの基準条例何本もございますが、そのつくりとして同様のつくりということを意識したということもあり得る話でございますので、そういった部分かなというふうに思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 例えばほかの条文を見ますと、国の基準とほぼ一字一句同じというものが多々見受けられます。私は、なぜ最低基準を常に向上させるように努めるという自治体の義務の部分と勧告部分を切り離してわざわざ別につくったのか、その理由が知りたいのです。今課長が、理由が説明できないということは、実際にこれをつくられたのが誰か分かりませんが、我々議会に対して、委員会に対してきちんとした説明がされていないということになりかねない。その説明を私は聞きたい。

部長、この条例つくるのに、あなたの判こを押しましたよね。押したのでしょうか。ということは、ご理解いただいた上での上程だと私は思っているのですが、きちんとした説明をください。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） 国のほうの基準を市のほうで分けさせていただいたという経過につきましては、確かに例規の流れの中であることも想定はされるところなのではございますけれども、内容といたしましてそれぞれ網羅されていると。最低基準の目的というところで、当然その目的を達成させるためには第2条の第2項にありますように、市は常に向上させるよう努める、そういう理解は整理がつくのかなと感じているところでございます。

また、勧告につきましても、最低基準と乳児等通園支援事業者ということの定義づけの中において、そこで最低基準を超えて設備及び運営を向上させるよう当然勧告させることができるということで、文言の整理というよりも位置づけの整理の中で、国のほうの基準を整理し直しているというふうに理解できるのではないかなというふうに感じております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 国のほうで定めた基準の条例文の名称が、最低基準向上というのです、第3条の部分。今回の栃木市の条例には、条例のタイトルとして向上という部分がないのです。なくなっているのです。目的だとか、そういったものはあります。ただ、やはり先ほど部長もおっしゃいましたけれども、最低基準を常に向上させるように努めるとするという自治体の責務がきちんと伝わらない条例になりかねないと、私はそれを危惧している。そのためには、きちんと事業者にも勧告ができる権限も持つのだと。その2つが組み合わさっての最低基準の向上なのではない

ですか、国が定めたのは。なぜそれが、言い方は悪いのですけれども、ほかの条文の中に埋没されなくてはいけないのかなと。今回定めたものを、さらによりよくしていくのであれば、それを当然向上させていくのは当たり前の話でございまして、それがなぜ削られたか、私はそれが知りたい。

今お答えできないということであれば、別にこれ以上追求することはいたしませんけれども、では話を変えます。最低基準の向上、どのようにやっていくおつもりなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） これは、定例の監査ということで、事業者と市のほうで文書による確認とかを通して、まずその向上に努めていくということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 監査による確認とか、そういったものは年に1回です。せっかくできたこの制度を常に向上させていくのであれば、事業者との意見交換なり、利用者の方からの意見交換なり、そういった現場からの声をくみ上げて対応していくのが本来の向上であって、ただ事業者のやっていることが合っているかどうか見張るだけが向上につながると、私はこれっぽっちも思っていない。そういった努力をしてほしいから、国は第3条として最低基準の向上というのをつくったのではないかと、私はそう思っていたのです。ところが、栃木市の向上心というのがどこにあるのだという、この条文を見て、はっきり言ってがっかりしている。

利用者の方のご意見は、例えばいろんな形でいただくことはできるでしょう。ただ、向上するのであれば、当然ながら事業者との協力関係がなければできない。監査でその協力関係が築けるのかといったら、築けない。10の事業者がここに関わっているのであれば、すべからく水準が向上するような、そんなことを指導するのが皆さんではないですか。勧告というのはそういうことではないですか。最低基準はあくまでも最低の基準であって、それを少しでも大きく引き上げるのが行政の仕事であり、我々議会の仕事だと私は思う。その努力を怠った時点で、利用者の方の満足度なんて上がるはずがない。私とすれば、多分これ私採択はしますよ、しますけど、できればもうちょっときちんとした条文にしてもらいたかったなというのが私の率直な意見です。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） もちろんこの乳児等通園支援事業の最低基準の向上ということは、行政としてあらゆる機会を通して働きかけていくことは当然でありまして、現在行っているこの10の施設は、当然認定こども園だったり民間保育所だったりということで、そういった事業者の方とはこの事業だけではなくて、いろんなところで接触をしております。例えば市内の幼稚園連合会の集まりであるとか、民間保育所の集まりであるとか、そういった団体の集まりのところにお邪魔して、例えば人権擁護のセルフチェックリストの活用であるとか、そういった働きかけというのは常に行っております。ですので、この事業ということだけではなくて、あらゆる面において啓発、周知というものは、施設の管理者の方には接触し、お話をさせていただいているところでございますので、

そうした一つ一つの取組を確実に行ってまいりたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 私は、この条例制定に反対の立場で討論いたします。

一般質問でもやりましたけれども、こども誰でも通園制度というのが新たに設けられたということでもありますけれども、やはり保育行政としては全ての子供の育ちを応援するために保育士の配置基準を抜本的に改善して、専用の保育士等を確保して、親の就労にかかわらず全ての子供の育ちを応援するという、そういうふうな制度を取り入れるべきだと。このこども誰でも通園制度では、それはかなわないと、公の責任が後退するということでもあります。特に一般質問でも指摘しましたけれども、初めてのゼロ歳、6か月から2歳の子供が初めて利用するという状況の中で、やっぱり子供のストレス、そういうものがかなり強いと思います。そういった中で、本当にこども誰でも通園制度が目的とする、そういう子供の育ち、成長が保障されるのかというのは非常に疑問でありますし、かえって逆効果になると。

それと、保育園の中でも初めての子供を預かるということで、本来普通ならば慣らし保育というのは1週間から2週間やって丁寧に進めていくべきところを、突然そういう新しい園児が入ってきて、その子供たちと一緒に見なくてはならないという状況の中では、保育士の負担もかなり増すということになると思います。

そういった点で、就労にかかわらず預かるということ自体はいいかもしれないですけども、やっぱりこれは公的な責任を持ってやるべきだということで、このこども誰でも通園制度の基準を定める条例については反対をしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） さっき賛成だと言ってしまったので、責任を取らせていただきたいと思います。

白石委員のほうから種々ご説明等といいますが、ご意見がございました。ああ、なるほどそのとおりだと思う部分も大変ございます。しかしながら、現状の今子供を持っていらっしゃる方の中で、どうしてもいろんな理由で保育園、幼稚園等に子供を預けることができない家庭が多々存在するのも事実でございます。今回この制度は、そういった方々に手を差し伸べる制度となることを私は期待しているところでございまして、一応この後の議案にもありますけれども、1時間当たりの金額も比較的抑えられている部分もございます。確かにきちんとした法の枠組みの中で、すべからく子

供たちに手を差し伸べられるというのが一番理想でございますけれども、悲しいことに現状そこまで日本の保育制度は至っていない。私はこれがきっかけとなって、今後子供の保育に対して明るい未来が開けることを期待させていただきますので、この議案については賛成をさせていただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第24号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	川田俊介 浅野貴之 古沢ちい子 内海まさかず 広瀬義明
	反 対	白石幹男

○委員長（森戸雅孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第25号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第2、議案第25号 栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第25号 栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は27、28ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の6ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の6ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市乳児等通園支援事業を実施するに当たり、同事業を利用する乳幼児の保護者から徴収する費用に関し必要な事項を定めるため、栃木市乳児等通園支援事業利用者負担金徴収条例を制定することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の27ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、28ページを御覧ください。第1条は、本条例の趣旨であります。

第2条は、保護者の費用負担につきまして、利用乳幼児1人当たり1時間につき300円とするものであります。これにつきましては、国の基準では300円程度を利用者負担の標準としていること、

また現在、市地域子育て支援センターにおいて試行的に実施しておりますことも誰でも通園制度の利用者負担も300円となっており、引き続き同じ負担で利用いただくというものであります。

第3条は、利用者負担は、原則事業を利用した日に徴収するというものであります。

第4条は、利用者負担金の減免につきまして規定を設けるものであります。

第5条につきましては、委任規定であります。

附則につきましては、令和7年4月1日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、公立保育所の利用者負担の徴収条例ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 現在、市の地域子育て支援センターで実施しております、こども誰でも通園制度の利用者に対しての利用料金ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 試行的に10園がやっていて、地域子育て支援センターは公立ですね。そのほかは料金がばらばら、300円から、高いのは800円ということで、そこら辺については別にこの条例が適用されないということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 民間の事業者が行う利用料金というものは、そこが設定するというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 一応今回この制度の金額を決めるに当たって、令和5年度かな、あのときに利用者負担額1時間300円を標準とすると。標準とするという言葉がついていたかと思います。300円という数字に決められたというのは、国の姿勢そのまんま移行した、昨年度からの取組をそのまま続けるということで説明いただきましたが、料金等の変更について何か検討はなさらなかったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 担当課としますと、現状維持ということで考えておりましたので、そのように進めてきたところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 公営のほうはそういったやり方で素早くできるのでしょうかけれども、民間事業者の方とのそういった折衝というものは今回行われたのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほど申し上げましたとおり、事業者が独自に判断して設定しているものでございますので、そこは園の自由な考え方に基づくものと認識しておりまして、特に金額において調整とか、そういったことは行っておりません。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私からすると、先ほどの議案の中で申し上げた自治体の努力責務というのはそういったところにあるのではないかなと思うのです。各園とも、委託料今回まだ850円のままでしたっけ。新しい制度の中での事業者への委託料がどのくらいか、ちょっと把握していませんが、そういったものと併せて利用者にとって少しでも優しいことになるように、公営と近づけるような話をぜひ持ってもらいたかったなと。今後、少しでもよくなるように頑張っていただけるのでしょうから、そういった面も期待させていただきたいと思うのですが、どうでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 850円ということで今年度は行っていますが、来年度につきましては金額については……

〔「850円って国からの委託料ね」と呼ぶ者あり〕

○保育課長（江面健太郎君） はい。補助については今年度は850円、来年度は金額が変わって加算されるということでございます。ただ、市内の10施設につきましては、利用者の数も地域によって大分差があるということでございます。それは、やはり地域によって抱えているお子さんの数が多少影響しているのかなというところもありますが、この事業が存続するためには、そういった支援も大切な部分であると思いますので、できる限りのことはさせていただきたいと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 課長の言葉に期待をさせていただくしかないのですけれども、この制度を新しく施行する上で、まだまだ知らない、こういった制度があるのだよということを知らない保護者の方が実はいらっしゃるのです。特になかなかその10の事業者が近くになく、満遍なくあるわけではありませので、そういった方々で知らない方々が非常に多い。今回この条例が4月1日から始まるとして、その周知というのは何かお考えがあるでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 特段この制定に伴って何か大々的に広報に努めるということは、今のところはありますが、引き続きあらゆる手段を用いて周知には努めてまいりたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 課長、今の答弁、前半分要らない。今のところ考えていなかったではなくて、後ろの半分、これからあらゆる手段を尽くしてやっていきますと言っただけならば、最低基準を常に向上させるという市の姿勢が見え隠れしてくるのではないかなと思いますので、後ろ向きの発言ではなく、常に前向きの姿勢で事に当たっていただければと強く要望させていただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 利用料が、公立は300円だと、民間ではそれぞれだということで、その偏り、経営的に基盤がきっちりしているところは安くできるかもしれないけれども、周辺部のところは安くできないと。そうしますと、そういう利用の在り方が、そういう料金が安くていいところに集中する、そういう懸念がありますけれども、そこら辺の規制というか、やるべきかなと思うのですけれども、そこら辺はどうなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 規制ということに関しては、それは実際には行うことはできないということではありますが、どういう形でやれるのかというところで、余裕活用型であれば空き定員の中でということになるかと思いますが、一般型ということになれば、その面積要件を超えない範囲で合同保育の中でやっていくという、そういったテクニク的なところで、人員を新たに雇わずに例えばやれるということであれば、こういった金額に関しても、ある程度工夫した金額でできる可能性はあるのかなと思いますので、その辺の助言といいますか、アドバイスということはやっていければというふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） 今回の誰でも通園制度ですけれども、令和5年度からモデル事業として取り組んでおります。さらに、令和6年度が試行的事業ということで、それぞれ国におきまして、この制度化に向けた検討会というものが実施されております。そのメンバーに大川市長も入っております、その中で市長のほうからも費用負担、やはり事業所のほうに弊害が生じないように、しっかりとした基礎単価となるような、そういう助成制度、そういったものも強く望みますということで要望させていただいております。

今後に向けましても、来年が制度化、その後に給付費ということで、保育と同じような制度化に

本質的になっていくというような流れになっておりまして、また今後も国のほうにはそういう機会とか、また市独自の要望の機会もありますので、そういう中で基礎単価となるような助成制度、そういうものも要望し、それぞれの市町村の格差、そういうものもないような形にできるようにお願いをしていきたい、そんなふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 保育に関する制度で国がやって、そしてその利用料というか、これは負担金ということなのかな、というものが行く園によって変わってもいいよという制度自体の設計なのですか、まず確認させてください。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 令和7年度におきましては、まだ事業化するという事で給付にはなっていないので、各園においてまちまちの金額ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例直接ではないのですけれども、でも関わってくるものなので、これから。お尋ねしますが、例えば先ほど出ました一時預かり事業というものは、園によって料金とか変わるのですか、変わらないですね。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 一時預かり事業におきましても、園で設定しております。各園で違うということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、今から給付費のほうに変わっていくであろうというふうになったときの利用料というものは、園によって変わるものなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 給付ということになれば、この誰でも通園制度に係る費用というものは国のほうで積算して、それに使われた園児の利用状況に応じて給付がされるという考え方になるかと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 将来的に給付費制度の中に入ったときに、この利用料条例というものは存続するのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 将来、令和8年度から給付となれば、これについては必要がなくなるものと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） ただいま課長のほうから給付に移行すればということなのですね。

れども、国のほうの制度として利用者負担を求めるということであれば、当然市がその手数料としてお金を徴収する。手数料として徴収するということで、当然それは条例に定めなければいけないということになっておりますので、今後の制度化を注視しながら、引き続きこのような形でいくのであれば継続する。場合によっては、今度は金額の訂正とか、そういったものは想定されるかなと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） その場合は、民間も公的なところも同じ値段になるのですね。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） そこら辺も、国の制度化の中でどのように整理するかということになってくるかと思います。それなので、当然市は基準額ということで定められれば、それに従うと。これ同じかどうかは分かりませんが、今保育園とか幼稚園とかで給食費というものが徴収されております。給付費で減免されているお子さんとかについては、基本額が今、月額5,000円ということになっておりますが、それぞれ施設によって、実際給食費の徴収料金というものは違うというようなケースもありますので、そういった考え方というのが今後出てくるのではなかろうかとは思っています。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

白石委員。

○委員（白石幹男君） これも反対の立場で討論しますが、こども誰でも通園制度自体、不十分なものであって、それに付随するこの徴収条例についても反対です。今議論になりましたけれども、園によって利用料もかなりの差が出てきているということで、今待機児童というのが大体解消されてきて、今後定員に満たないというような、そういう保育園、特に周辺部とかは出てくると思っています。そういった中で、この制度自体がそういう保育園なんかを窮地に追い込むような、逆に財政的というか、強いところが勝ち残っていくような、そういう保育の市場化にもつながると思いますので、こういった料金の設定というか、についても反対をしていきたいと思えます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は、賛成の立場で討論をいたします。

誰通の利用意義については、先ほど広瀬委員がおっしゃったとおりであります。本条例案については、その利用者負担金の徴収の方法についてを定めたものであります。徴収の方法であったり負

担金の額については、負う負担分については適正だと思いますし、その徴収方法、また減免の措置も規定されておりますので、それについても合理性や適正性もあると考えますので、本条例案については賛成をするものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

ただいまから議案第25号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするに賛成の委員の起立を求めます。

〔起立多数〕

{	賛 成	川田俊介 浅野貴之 古沢ちい子 内海まさかず 広瀬義明
	反 対	白石幹男

○委員長（森戸雅孝君） 起立多数であります。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第3、議案第36号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第36号 栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は79ページから80ページ、議案説明書は86ページから89ページまでであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案説明書の86ページをお開きください。提案理由であります、地方税法及び地方税法施行令の一部改正に伴い、課税限度額の見直しを行うに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決を求めるものであります。

次に、改正の概要であります、1、課税限度額を改めること、2、低所得者世帯に係る国民健康保険税の額の算定に際し減額する額を改めることであります。

なお、参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

続きまして、改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきますので、88、89ページをお開きください。改正箇所は、太字、アンダーラインの引かれた箇所になります。まず

初めに、第2条につきましては課税限度額を定める規定であります、第3項中の後期分課税限度額を24万円に改めるものであります。

次の第23条は、国民健康保険税の減額についての規定になります。第23条中、後期分の限度額を24万円に改めるものであります。

続きまして、議案書によりご説明させていただきますので、恐れ入りますが、議案書の79ページをお開きください。議案書79ページが制定文、80ページが改正文になります。改正内容につきましては、先ほど議案説明書につきましてご説明させていただきましたので、省略させていただきます。

80ページの附則についてであります、この条例は令和7年4月1日から施行するというものがあります。また、この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるというものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 2本立てで課税額が変わりますというか、上限が変わりますよというのと、減額というところでという説明があったのですけれども、減額というものの内容をもう一度お願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちら国民健康保険税の減額に定めるものということで、第23条、こちらに書かれております課税限度額、そちらを22万円から24万円に改めるというものであります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは第23条は法定減免の規定でしょう。それによって影響が、24万円になることによって影響が出て……これは変えなくてはならないけれども、ここの部分については影響はないのかなとは思っただけけれども、どうなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちらの影響であります、今年度の専決処分によりまして、税法が先に令和6年の4月1日から施行されまして、課税限度額と併せましてそれに対する軽減対象者の限度額も引上げになりまして、そちらで実は専決処分によりまして、そちらの方は4月1日から課税限度額が上がって、要するに課税限度額が上がったことによりまして軽減対象者の、受けられる方も上がったというような措置が取られております。ですので、1年遅れというような形に

なりまして、こちらでの影響は特に考えてはおりません。今回は文言の整理ということで考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 問題は第2条のほうですけれども、これが課税限度額を全部合わせると幾らになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 今回の課税限度額の見直しによりまして影響を受ける方につきましては、約270世帯、金額にしますと1億2,100万円ほどというふうに見込んでおります。ちなみに、課税限度額の引上げにつきましては、県内どちらの市町も今年度税法に合わせるというふう聞いております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 影響は、その後聞こうかなと思っていたのだけれども、課税限度額が106万円に上がるということですよね。その影響を受けるのが、先ほど言った数字だと思います。

それで、これ所得的にはどのぐらいの人が上がるというか、なるのでしょうか。範囲があると思うのだけれども、所得割で言えるかどうか分からないけれども、どのぐらいの人が影響を受ける、所得では。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 大体の、すみません、試算のほうは今回しておりませんが、昨年度また課税限度額が引き上がった際に、この課税限度額で影響を受ける世帯の所得を調べましたら、年間1,000万円を超える世帯の方が影響を受けるということになっておりますので、また今回104万円から106万円ということで、さらに1,000万円以上の世帯の方が影響を受けるというふう考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようでございますので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第36号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） それでは、ここで暫時休憩いたします。

（午前10時16分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時30分）

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第4、議案第37号 栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 本日はよろしくお願いいたします。

ただいま上程いただきました議案第37号 栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は81ページ、82ページであります。また、議案説明書（その1）は90ページから93ページであります。

初めに、議案説明書により説明をいたしますので、議案説明書の90ページを御覧ください。提案理由であります。助成の対象となる各種法人に指定障害福祉サービス事業者を加えるに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、92ページ、93ページを御覧ください。第2条の定義に関する部分で、助成の対象となる法人は、社会福祉法人のほか第3項の第1号から第4号に示しております医療法人や一般社団法人、一般財団法人、NPO法人などの非営利の法人を掲げておりますが、第5号として指定障害福祉サービス事業者を加えるものであります。これは、営利法人である民間企業が運営し、市の指定を受けた障害福祉サービス事業所を追加するというものであります。なお、助成の対象となる事業については、同条例施行規則で定めておりますが、これまではグループホーム全体を整備する際に運営法人に対して助成をするというものでありましたが、規則も一部改正を行い、グループホームの一形態である日中サービス支援型のグループホームを整備する場合に助成対象とすることと改正を行います。

90ページにお戻りください。参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

次に、議案書について説明をいたしますので、議案書の81ページを御覧ください。このページは、改正条例の制定文であります。

次の82ページの改め文の内容は、新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

下段の附則の部分ですが、この条例は令和7年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第37号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 条例を変えますよということで、それは以前に説明があったので分かったのですが、あと規則のほうで日中サービスグループホームのほうに誘導していくと、補助を出すというような説明だったと思うのですが、その規則のほうというのは議会にもかけずに内部だけで決めていけるというものなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 規則に関しましては、議会のほうではなくて庁議とか部長会議とか、そういったところでのお話になります。一応その前の段階として、やっぱり内容的には議員の皆様にも知っていただく必要があるということで、以前に民生常任委員の研究会というところでお話を差し上げたというところになります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私、民生の委員会のほうが浅いものですから、知らないことが多々あるので、間違えていたらごめんなさい。栃木市社会福祉法人等の助成に関する条例の第2条、（1）のほうに介護保険法の許可を受けた団体というのが含まれていますが、今回その団体とは全く別の条件によって定められた事業所という認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 今広瀬委員のおっしゃるとおり、この条例の中には2種類のものが書かれております。1種類が、今改正で説明を申し上げている障がい者のグループホームの関係、そしてもう1種類が介護保険のサービスの中で老人保健施設等につきましては施設整備の助成がないものですから、その部分のところに市独自の支援をしていくという項目を盛り込んでいると。そ

の2種類の部分で、後段の介護保険の部分は今回改正はございません。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ざっくりと障がい者福祉サービスの中でグループホーム等以外にも、例えば通所や障がい者支援施設等があるわけです。短期入所とか、いろいろな分野に分かれるのですが、今回これの制定されるものに含まれる範囲というのをもう一度教えてください。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 今回改正に入る部分は、あくまでもグループホームという部分だけになります。そのグループホームに関しましても、一応種類としては介護包括型、それから今回改正をしようとしている日中サービス型、それと外部支援型という3種類があるのですが、通常ですと今までのグループホームは介護包括型というところで、夜は世話人さんがいてお食事を作ったり団らんをしたりとかということができるのですけれども、昼間は皆さんそれぞれB型事業所、A型事業所とかで働いているというような状況になりますので、ふだんは日中については手薄になるというのが通常でした。今回は日中サービス型ということになりますので、重度障がいの方も対応できるような、日中もその施設にとどまって、そこで世話をしていくという、そういったところの話になってきますので、今回はグループホームだけということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明で分かりましたけれども、では今回この条例制定によって係るといいますか、条例の範囲内になるであろうグループホームの件数等については把握されていらっしゃるでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 今現在、栃木市内には2事業所、4施設がある形になります。これは、今一応藤岡、それから岩舟と1か所ずつあるのですが、市外の手前の企業が入っている形になっています。我々としては、市内の事業所さんに参入いただきたいという思いがありますので、今回の、規則のほうの改正になりますけれども、規則のほうでは市内の事業所という形でのくくりを設けさせていただいているところです。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 最後に、ではその施設の方々に係る助成、これ総金額等について予算計上の中でも上がっているのだと思うのですけれども、金額等について分かる範囲内でお願います。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） こちらは、該当する場合には最大で300万円の助成という形です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第37号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第5、議案第38号 栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） ただいま上程いただきました議案第38号 栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。議案書は83ページ、84ページであります。また、議案説明書（その1）は94ページから97ページであります。

初めに、議案説明書により説明いたしますので、議案説明書の94ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市都賀地域活動支援センターを廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域活動支援センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要につきましては、新旧対照表でご説明いたしますので、96ページ、97ページを御覧ください。まず、題名及び第1条についてですが、栃木市都賀地域活動支援センターを廃止し、藤岡地域活動支援センターのみとするため、これまで「栃木市地域活動支援センター条例」としていた題名を「栃木市藤岡地域活動支援センター条例」に改め、第1条につきましても、「栃木市地域活動支援センター」の記載を「栃木市藤岡地域活動支援センター」に改めるものです。

次に、第2条ですが、都賀地域活動支援センターの名称及び位置についての記載を削除するものです。

94ページにお戻りください。参照条文につきましては、省略をさせていただきます。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の83ページを御覧ください。このページは、

改正条例の制定文であります。

次の84ページの改め文の内容は、新旧対照表でご説明いたしましたので、省略させていただきます。

下段の附則についてですが、この条例は令和7年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第38号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 廃止する都賀地域活動支援センターの直近の利用状況はどのようなものでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 直近でいきますと、これまで利用者の方、登録されている方というのが4名ほどいらっしゃったのですが、直近でいきますと皆さんもうほかの事業所に移られている状況になっていて、ゼロ人という形になります。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） では、4名利用されていた方々については受入先も決まっていて、特段の影響もなく、承諾もその旨もらっているという理解でよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） そうすると、残る藤岡の地域活動支援センター、これはどのような活動状況になっていますか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 藤岡地域活動支援センターにつきましては、都賀地域活動支援センターとちょっと違いまして、周辺地域にあまり事業所自体が存在していない形です。それなので、やはり周辺地域の人たちが通うという部分に以前から、これまでもまたなってくるというふうを考えておりますので、今のところいついつまでに廃止しますよとか、そういう考えはございません。

〔「利用状況は」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 申し訳ございませんでした。藤岡地域活動支援センターに関しましては、これは令和5年度の数字になってしまうのですが、登録者が13名、定期的に通われ

ている方というのは3名、4名と伺っております。それなので、登録者の中から毎日来ている方もいれば、不定期で来られる方もいて、それで3名、4名という形です。すみませんでした。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちょっと活動の内容等についてお伺いしたいのですが、例えば都賀地域の活動支援センター、今回削られてしまいますけれども、登録者がいなかった。ただ、管理者と指導員の方は、支援員ですか、その状況というのはどうだったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 管理者及び指導員という方がいらっしゃるしまして、これは管理者が1人、それと指導員が2人ということで、計3人の職員が常時働いている形になっておりました。これは、一応3月いっぱいまでは、本当は利用者さん、皆さん行き先が決まっていて、もう既にそちらを利用されているのですけれども、もしかすると懐かしいとか、そういうことで施設のほうに来る可能性があるというふうなところがありますので、施設自体は3月いっぱいまで継続して動いている形になります。それなので、職員の方も3名はそこで常時いるという形になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） では、逆に藤岡のセンターのほうは登録者はそれなりですが、常時来られる方がとなると3名程度だというお話でした。こちらのほうも管理をされる方、そして支援をされる方が配属されていると思いますが、それに関する市から出ている予算というのはどれほどになるか、まずお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） 藤岡地域に関しましても、職員の配置状況は都賀と同じ3名という形になっております。こちらの予算に関しましては、今回が3年目、3年間の指定管理ということになっておりますので、そのうちの最後の年というふうになるのです。金額的には、令和6年のほうの金額でいきますと1,484万2,000円という額の予算額がついている形になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） それは委託だったのでしょうか、それとも指定管理だったのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） これは指定管理でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） こちら運営していただいている方が社協のほうだと思うのですが、3人で1,400万円という数字が高いか安いか分かりませんが、1,400万円かけている割には3名程度の利用者しかいない。こちらは定員25名でしたよね、藤岡は。今後も地域活動支援センターを続けていた

だくに当たって、あまりにもちょっと利用者が少なくてというのは疑問に思います。利用される方を増やすような努力、イベント活動等とか、もしされていたもので把握しているものがあればお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 鈴木障がい福祉課長。

○障がい福祉課長（鈴木正之君） おっしゃるとおり、実際に利用者数があまりにも少ないというのは以前からお話がありまして、我々行政側のほうも社協に対してはどうにかならないのかなということでご相談、協議はしていたところです。一応私どものほうとすると、話を聞きますと、その地域にありながら、知っている人たちが少ないというふうな話も聞きました。そうすると、やっぱり裾野を広げていく必要があるというふうに我々なんかは考えますので、以前社協の職員に関しましては、例えば栃特とか、そういった障がいの方が集まってくるようなところにお話を持って行って、こういう施設がありますのでどうぞ利用してくださいというような、そういう話を持っていったらどうなのかという話はしております。

幸いなことに、施設の周辺の方に関しては協力的で、例えば農家の方なんかはそこで農業の若干の指導みたいなことをしていただけるとかということもあるようですので、関係は良好だと思えますので、あとはそこを、裾野を広げる努力をしてほしいというふうな話をしてきたところです。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確かに資料を見ますと農作物等の栽培等が盛り込まれておりますので、地域の方々のご協力もいただいているのだと思います。何せ利用料が無料、しかも送迎OKという施設で、なぜそんなに人数が少ないのだろうと。イコール利用者の方々に来ていただけるような魅力に乏しいのだろうなというふうには思いますが、以前たしか栃木地区にも2か所ぐらい活動支援センターがあったのではないかと考えていますが、今回市の南部のほうではここだけになってしまう、というか、前から南部はここだけなのですが、市南部の方々が利用する唯一の施設だと考えれば、もう本当に利用価値は十分にあると思います。社会福祉協議会に任せるのではなく、総力を挙げてここを盛り立てていただきたいと考えているところでございますけれども、担当部局として何かお考えになっているものがあればお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） まず、広瀬委員のほうに制度の説明から少しさせていただきますけれども、この地域活動支援センターというのは、昔小規模作業所というふうに言われていた部分のところで、親の会等が始めた作業所が発展をしてきて、法改正の中でこういう名称になってきた、市のいわゆる地域支援事業という、障がい者の制度の中でも市が設定する事業の枠に入っている事業になります。それに対して、逆に就労継続支援のB型あるいはA型というような就労継続を目的とした部分、あるいは就労に移行することを目的とする、いわゆる国のほうの支援費という部分の枠組みで対応する、そういう事業所というものが近年非常に増加をしているという、そういう

状況になります。つまり、地域活動支援センターというのは、事業の特性上なかなか就労継続あるいは就労支援に結びつかない、そういう方を地域でフォローしていくというような事業になりますので、どうしても事業対象が限定されてくるといような、そういう特性というものは出てきてしまうという部分があります。

ただ、それにしてもちょっと利用件数が少ない、あるいは南部地区に1か所になるというところもございますので、市のほうとしてはやはりこの事業を廃止というふうに持っていかないうに、きちんと利用者の確保、そういう部分のところというものの取組というものは強化をしていきたいと思いますが、どうしてもやはり利用者がなかなか見つかってこないというときには、場合によっては将来的に就労継続の事業に全て移行していくといようなところというものもあろうかなといふふうには思っています。

栃木地区につきましては、指定管理ということではなくて、民間の事業所が2か所ほど地域活動支援センター事業を行っておりまして、これは今も継続して行っているといような、そういう状況になっております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ご説明、ご指導ありがとうございます。私も死んだ母が30年近く障がい者でしたし、私自身も障がい者事業所の第三者委員も務めておりますので、ある程度の知識はございます。ただ、私がなぜ今回この地域活動支援センターということの活躍を期待するかというと、通所されて例えば就労支援等をしていらっしゃる障がい者の方々、労働時間がすごく短い方もたくさんいらっしゃるわけです。その空いた時間をどこかで人と触れ合いたい、もしくは活動したいという方々のために、この地域活動支援センターをぜひ活用していただきたいという思いがございます。そのためには、社会福祉協議会が仕事をしていないとは申しませんが、任せ切りではなく、ぜひ推進を図っていただきたいと期待をさせていただくところでございます。これは、もう要望で結構です。

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

では、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第38号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第39号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第6、議案第39号 栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） ただいまご上程いただきました議案第39号 栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明いたします。議案書は85ページから87ページ、議案説明書は議案説明書（その1）98ページから101ページであります。

議案説明書（その1）の98ページをお開き願います。提案理由であります。介護保険法施行規則の改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものであります。

改正の概要といたしましては、職員の基準及び当該職員の員数に係る規定を改めるというものであります。

参照条文は、省略をさせていただきます。

100ページ、101ページをお開きください。条例改正の内容につきまして、新旧対照表でご説明いたします。改正の内容ですが、地域包括支援センターにつきましては、区域内の第1号被保険者、65歳以上の高齢者がおおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を常勤で配置するべきとされておりますが、昨今全国的に専門職の確保が困難になっている状況を踏まえ、これら3職種の配置を原則としつつ、センターによる支援の質が担保されるよう留意した上で柔軟な職員配置を可能とするため、国の介護保険法施行規則が改正されました。この基準は、市町村が条例を定めるに当たって従うべき基準であることから、今回、国基準に準じて改正するものであります。

まず、第4条第1項では、地域包括支援センターの運営内容について協議いたします栃木市介護

保険運営協議会が高齢者の人口やセンターの運営状況を勘案して必要と認めるときは、３職種の配置を常勤換算方法によることができることとし、第２項では、同じく介護保険運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数のセンターの高齢者人口を足した数に応じて３職種の職員を配置することにより、センターの配置基準を満たすものとするよう改めるものであります。この場合において、支援の質の担保の観点から、各センターに３職種のうち２職種の配置を必須とするというものでございます。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の85ページを御覧ください。このページは、改正条例の制定文であります。

次の86ページの改め文の内容は、新旧対照表でご説明いたしましたので、説明は省略させていただきます。

次の87ページの附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で議案第39号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ３職種の人員配置について、ある程度緩和をするということで、現場にとっても歓迎すべきことなのだと思います。ただ、運営協議会が必要と認めるときはというところが引っかかりまして、せっかくこの弾力規定があっても協議会でどういう審査がなされるかによっては、なかなかということが起こり得るかもしれませんけれども、この運営協議会の運営方法について、当局としては今後どのようにグリップしていくのか、お考えを伺いたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） この条例の適用に当たりましては、やはり各包括支援センター本来なら３職種を配置すべきというのがありますので、むやみやたらに専門職がないから３人のところを２人でいいよというふうには私どももしたくないというのが本音であります。ただ、どうしてもそういう状況が生じた場合は、その運営協議会で、こういう状況でやはりこの条文を適用させたいので皆さんご理解くださいというのを、逆にそこで説明して理解を得られた上で、どうしても適用する場合はやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 今、課長のほうから話がありましたが、基本は栃木市の場合は３職種の専任化、常勤化という部分のところを進めていきたいというのが、もう基本的な市の姿勢であります。その部分は変えたくない。国のほうがたまたまどうしても従うべき基準として、こういう

ふうに人員基準を変えろというような指示が来ているので、今回条例を上げておりますけれども、基本は変えないという考え方であるということについては、これはもう市の姿勢だということでご理解いただきたいというふうに思っています。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 基本的にはそうだと思います。融通を合せてということについては、緊急的に行うということなのだろうと思いますけれども、この支援センターを民間委託するに当たっては、民間委託をすれば3職種が全てそろえるというのは、ある程度幻想的なものもありますので、民間であったとしても、この3職種そろえるというのはなかなか厳しいものもあると思いますので、民間委託をするに当たってこの規定を弾力的に運用していただきたいというふうに思いますけれども、その辺の民間委託をするに当たっての改正についてもしっかりと検討していただきたいと思いますけれども、当局の認識について改めて伺いたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） おっしゃるとおり、今後民間委託も含めて検討していくという部分のところは、何としても3職種を専任で確保するのだという前提で進めております。それがもし民間委託でも難しいということになれば、また運営方法を市としてもきちんと考えていかななくてはならないという、そういうところになりますので、あくまでも今後どうなっていくかという部分、人員確保の部分が非常に難しいというのは事実でありますので、どうなっていくかというところは未定の部分のところはございますが、現時点ではきちんと3職種を確保する。もしそれができないときには、改めて議会の皆様にきちんとご説明をした上で進めていくという、そういう考え方でおりますので、ご理解いただければというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 大まかなところは分かりましたし、別にそれがいけないとも思っておりません。ちょっと確認させていただきたいのですが、栃木市の地域包括支援センターの包括的支援事業の職員及び運営に関する基準を定める条例、こちらの第4条、今回の改正テーマですが、その中には3職種その他これに準ずる者という規定もあるはずなのです。ですから、3職種が正規の方がそろわない場合も想定したときに、それに準ずる者という活用もお考えなのか。もしくは、それに準ずる者というこの言葉をどう捉えているか、お伺いできればと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） それに準ずる者というのは、例えば保健師を例にとりまして、看護師という形になるかと思います。ですから、やはり保健師の確保は基本的に進めながら、どうしても保健師が確保できない場合は看護師、やはり資格職になりますけれども、看護師という

のも、やはり場合によってはあるのかなというふうに考えています。

〔「経験のある看護師」と呼ぶ者あり〕

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君）　そうですね、すみません。やはり経験のある看護師で、準ずる者という形で進めるのも考えていかなくはいけないのかなというふうには考えております。

○委員長（森戸雅孝君）　広瀬委員。

○委員（広瀬義明君）　保健師の代わりが看護師だというのは納得できるのですが、3職種のあと2つ、社会福祉士と主任介護支援専門員、こちらについて準ずる者となると、どのようになるとお考えでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君）　よろしいですか、答弁。

松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君）　主任介護支援専門員につきましては、たしか今は普通の介護支援専門員なのですが、資格を取るのを目指すといえますか、そういう者が対象になってくるかと思います。社会福祉士、少々お待ちください。

○委員長（森戸雅孝君）　はい。

松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君）　申し訳ございません。社会福祉士につきましては、その福祉事業所というのですか、その事務所での経験が5年以上とか、あと介護支援専門員としての経験が3年以上とかというのがあれば、それに準ずる者となるということでございます。

○委員長（森戸雅孝君）　広瀬委員。

○委員（広瀬義明君）　すみません。要するに介護支援専門員としての経験が3年以上あれば、ある程度実務は行えるということで、主任という肩書きをつけてもいいだろうというお考えだということではよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君）　松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君）　大まかに言うと、そのような形になるかと思います。

○委員長（森戸雅孝君）　首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君）　主任介護支援専門員というのは、介護支援専門員を一定の経験年数を経た職員が、県が行います主任介護支援専門員研修というものを修了しますと、主任介護支援専門員という形になりますので、そのような職種になります。

また、社会福祉士の部分を代替する部分のところは、誰でもいいということではなくて、やはり相談援助についての業務を行った経験がある者。例えば市でケースワーカーを何年やっていたとか、そういう部分のところで、基本的には社会福祉主事という資格を持っている方のほうが当然望ましい形になりますし、介護支援専門員、ケアマネジャーは相談援助を業としておりますので、その一定の経験年数が必要という、そういう考え方になります。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そういった明確な基準というのですか、そういったものをまず明記しておきませんと、先ほど来おっしゃっている運営協議会、栃木市の介護保険運営協議会が正式名称らしいのですが、これ介護保険条例でもう定められておりますので、あくまでも意見を踏まえなくては行けない。ただ、そこをきちんと説得できるようなデータベースがないと、現場のほうに迷惑がかかることになって、非常にそれは私の意思ではございませんので、ここに、条例に書いてあるとおり、適正、公正かつ中立な運営というのが前提でございますから、まず多くの協議委員の方々を説得できるものをきちんとそろえた上で臨んでいただければありがたいなと思っております。これは要望です。

○委員長（森戸雅孝君） はい、分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第39号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第7、議案第40号 栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第40号 栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は88ページ

と89ページ、議案説明書（その1）は102ページから105ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書（その1）の102ページを御覧ください。提案理由であります、市長が指定する学童保育における土曜日の実施時間を改めるに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市学童保育の実施に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

改正の概要につきましては、土曜日の実施時間を改めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、104ページと105ページを御覧ください。近年の土曜日の利用状況から、午後4時までに全ての児童が帰宅する学童もあることから、改正案第4条第1項のとおり、土曜日に限り実施時間を午後6時までから午後4時までに2時間短縮する規定を追加するものでございます。ただし、午後4時以降も児童がいる場合は、現行どおり午後6時まで開所いたしますので、改正後におきましてもサービスが低下することはありません。また、土曜日について2時間の短縮に伴いまして、改正案第4条第2項のとおり、延長時間を4時間とする規定を追加するものでございます。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の88ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。

次の89ページ、改め文の内容は、先ほど新旧対照表でご説明しましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 今までは6時まで、土曜日ね。それで、延長を認めるということで大丈夫だということなのですけども、その延長部分については利用料というのはどういうふうになるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 延長料金は取りませんので、現行どおりの保育料の中での実施となります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

- 委員（白石幹男君） そうしますと、土曜日を4時までとするというのは、何かメリットというか、何かあって変えるということなののでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。
- 子育て総務課長（大塚清孝君） 利用状況を鑑みまして、学童支援員の負担軽減と人件費の削減が主な理由でございます。
- 委員長（森戸雅孝君） 白石委員。
- 委員（白石幹男君） そうすると、土曜日4時まで、今度2時間短くなるわけですがけれども、大体会計年度任用職員みたいな、そういう人たちが多いのだけれども、そうすると2時間分少なくなるということなのですか。
- 委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。
- 子育て総務課長（大塚清孝君） もし児童がいらっしゃれば、もちろん6時まで、その開所時間まで開所いたしますので、もし4時までに児童がいらっしゃらなくなれば、それで閉所という形になります。
- 委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。
- 内海委員。
- 委員（内海まさかず君） そのような学童が、全体的にどのぐらいあるのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。
- 子育て総務課長（大塚清孝君） 令和5年度におきましては、藤岡、都賀、岩舟地域で、本年度も藤岡、岩舟地域で発生しております。
- 委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。
- ほかに質疑はありませんか。
- 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 今まで、先ほどの藤岡とか岩舟地域でやるのだという話ですがけれども、現状土曜日遅い時間まで利用していた子供の人数というのは把握されていますか。
- 委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。
- 子育て総務課長（大塚清孝君） すみません。人数まではちょっと把握してはいないのですがけれども、本年度におきましては午後6時まで開所しているのがほとんどで、午後7時まで開所しているというのはほとんどない状況でございます。
- 委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。
- 委員（広瀬義明君） 7時までにはほとんどないということですが、6時までにはいたわけですね。今後、例えば土曜日基本的には午後4時までとなるという話は、利用されている保護者の方々への周知というのはもうされたのでしょうか。
- 委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） まだ周知のほうはしておりませんが、今後、ただサービスが低下するわけではないのですけれども、そのような方向で周知はさせていただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 確かに4時間を超えない範囲で延長ができるということですから、実質的なサービス低下はないと思うのですけれども、その辺の周知を徹底しないと、やはり使われる方々からすると土曜日は4時までという情報が先行しても困りますので、早めに対応していただきたいと思います。要望です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第40号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第41号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第8、議案第41号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） ただいまご上程いただきました議案第41号 栃木市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。議案書は90ページと91ページ、議案説明書（その1）は106ページから109ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明いたしますので、議案説明書（その1）の106ページを御覧いただければと思います。提案理由でございますが、放課後児童支援員の数及び一の支援の単位を構成する児童の数を改めるに当たりまして、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市放課後児童

健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

なお、放課後児童健全育成事業とは、学童保育の児童福祉法上の規定された事業名になります。

改正の概要につきましては、放課後児童支援員の数を改め、一の支援の単位を構成する児童の数に係る例外規定を設けることとございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

改正の内容につきましては、新旧対照表によりご説明いたしますので、108ページと109ページを御覧いただければと思います。利用者の人数に対する放課後児童支援員の人数について、保育の安全性と質の維持の観点から、改正案第12条第2項第2号のとおり、現行の利用者30人以上を、利用者30人以上49人以下の場合は支援員3人以上とし、同条同項第3号を追加し、利用者50人以上の場合は支援員4人以上とするものでございます。

また、一の支援の単位、いわゆるクラス単位を構成する児童の数について、現行のおおむね40人以下を、改正案第12条第4項のとおり40人以下とし、ただし書により、利用者の支援に支障がないと市長が認めるときは、この限りでないとする規定を追加するものでございます。

次に、議案書についてご説明いたしますので、議案書の90ページを御覧いただければと思います。こちらは条例の制定文になります。

次の91ページ、改め文の内容は、先ほど新旧対照表でご説明しましたので、説明を省略させていただきます。

下段の附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 例えば利用者50人……これは緩和の方向になると。職員の配置の基準が緩くなるという方向でよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 緩和というよりも、今までは30人以上の場合は3人以上でよかったのですが、これからは50人以上の場合は支援員を4人以上配置するというふうな基準になっておりますので、どちらかという規制をちょっと強めたような状況となります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 該当する学童の数というのはどのくらいなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 令和6年5月現在になりますけれども、利用者29人以下は11クラス、30人以上49人以下は23クラス、50人以上は6クラスとなっております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今回この条例が改正されるわけですが、まず最初に改正前、現行の条例の第2条の第4項最後のほうに、おおむね40人以下とすると。おおむね40人以下とすることとは、超えても少しは目をつぶるよというやり方で今までやられてきたのが、今回50人以上になったらちゃんと増やしなさいと。確かに厳しく規制をかけたのだろうなと思っていますが、ちなみにおおむねというのは、例えばどの辺の範囲までのことだとお考えですか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 基本的には、1割前後というふうに考えてございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 50人以上のところは6クラスもあったのでは、おおむねで目をつぶるわけにはいかないから、この条例できちんと定めようということなのですが、改正案の第4項の最後に、ただし、利用者の支援に支障がないと市長が認めるときは、この限りでないということで、多少なりグレーゾーンが用意されているわけですが、利用者の支援に支障がないと市長が認めると。例えばどんな具体例があるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 事例を申し上げますと、いわゆる教室の面積、児童1人当たり1.65平米というのが現実ございまして、面積がこれの数で受入れが可能な以内であれば、面積定員の受入れをしたいというふうなところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 学童の基準の面積、施設の面積等がよく昔から言われておりましたが、私これについてずっと疑問で考えておりまして、疑問で考えて、疑問だから考えているのですけれども、広ければ広いほど支援員の方々の目が届きづらくなるのもまた事実でございまして、あくまでもきちんとした人数がそろえられない学童保育は、やはり信用して預けるわけにもいかないという声も私のところに届いております。実際に3人以上だということで聞いてお迎えに行ったら、先生が2人しかいなかったとか、そういった現場の声も実際あるわけです。ですから、私からすると、このグレーゾーンというのは、今後あまり用意すべきではないのではないかと考えるところなのですが、所管のお考えをお伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） おっしゃるとおり、児童の保育の安全性を考えれば、人数が多いのがいいわけではもちろんございませんけれども、ただいかにせん最近待機児童と申しますか、申込みもかなり多くありますので、そういったご家庭といえますか、配慮いたしまして、市としましては最大限入所のほうの手續の配慮もしたいと考えておりますので、その辺も含めて検討させていただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 所管からすれば、そうお答えする以外ないと思うのですが、市長が認めた場合ということで、これを認可して、それでもし万が一事故等があったときの責任の存在云々等を追及された場合に、間違いなく市のほうにそれを認めた責任というのが来るわけです。安全基準というのは、例えば民間であれば絶対それを超えることがあってはならないというものが存在するわけです。学童にとって安全基準が、人員の配置ということが第一だと考えるのであれば、ぜひそれを重要視していただきたいと思います。あくまでもこのままの条例でおやりになるのですね。別に私、反対はしないのだけれども、何とか是正していただけないものかとお願いしているわけですが、どうでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 安全基準については十分配慮した上で、支援員の配置、面積基準、そういったものも配慮して、今後事業を実施していきたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 分かりました。栃木市子育て総務課の安全基準というのは施設の面積だということを、今後、私市民の方々にご説明をさせていただくことになりますが、致し方ありません。一刻も早く人的な安全保障面も実行していただけるような学童保育体制を期待させていただきます。要望です。答弁は結構です。

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 最近学童保育は待機児童が多いと、あと長期休暇時に学童保育を利用したいという親御さんが多いのですけれども、そこら辺でこの改正によってある程度緩和できるというか、そういう状況になりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 本改正に伴う部分で、待機児童の解消と直接的には結びつくものではちょっとない状況でございますけれども、安全基準という部分であれば、子供が多い状態で支援員もそれなりの配置ができるというふうな状態になりますので、そういった部分での配慮となり

ます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 親御さんの要求というか、特に長期休暇時の一時的に預けたいというような要求がなかなか通らなくて困ったということがあるのだけれども、今度50人以上の場合は4人ということで、そういった余裕的なものは今の現状では出てこないということなのか。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 現状では学校のほうとも協議しまして、余裕教室のほうをお借りしているような状況でございます。この教室が、なかなかほかに確保が難しい部分があります。万が一余裕教室が確保されたとしても、今度は支援員のほうの不足という部分がございます、なかなかそういった絡みもありまして、現状では難しい点もございますけれども、今後近隣の小学校の利用等、そういった部分についてちょっとお願いしていくような形になります。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第41号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第42号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第9、議案第42号 栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君）　ただいまご上程をいただきました議案第42号　栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は92、93ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の110ページから113ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の110ページを御覧ください。提案理由でございますが、栃木市いまいずみ保育園を廃止するに当たり、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市保育所条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表により説明させていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明をさせていただきますので、112、113ページを御覧ください。第2条につきまして、栃木市いまいずみ保育園の廃止に伴い、表中の名称及び位置から、栃木市いまいずみ保育園について削除するものでございます。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の92ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、93ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君）　ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君）　いまいずみ保育園、公立から民営化ということになるのですけれども、今の公立保育園で働いている保育士、会計年度任用職員もいると思うのですけれども、そこら辺の雇用継続というか、そこら辺はどういうふうになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君）　江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君）　今回のいまいずみ保育園の廃園に伴いまして、いまいずみ保育園で働いている職員、約30人ほどいらっしゃいますので、その人員が全て正職員ということではございませんので、会計年度任用職員につきましては今回全員を対象に、新たに採用するための面接をさせていただきます。約30人程度の削減につなげたというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君）　白石委員。

○委員（白石幹男君） 正規保育士は、もともと戻らと思うのですけれども、会計年度任用職員の雇用というか、引き続き民営化されるいまいずみ保育園に雇用されるとか、そういう状況になるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） もちろんいまいずみ保育園の会計年度任用職員の中から新しい民間の保育園に転籍というのですか、勤務先を変えていただくということで、そういった働きかけももちろん行っておりましたが、全員が行くということではなく、一部の者に限られたというところがございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、一部は新しくできる保育園に雇用ということになると。一部というのは何人ぐらいになって、ほかの人たちはどういうふうになっているのか伺います。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） まず、今の会計年度の保育士の中で、新しい民設の園に移るのは2名ということでございます。把握しているのは2名ということで、今年度末で自主的というか、自分の都合で退職する方もいらっしゃいますので、そういう方と面接の中で、今年度限りで勇退いただく方と、選考を行ったということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） では、もっと具体的に。正規職員が何人いて、その正規職員は正規ですから、ほかの公立保育園に行く状況になると思いますけれども、会計年度任用職員の保育士が何人いて、2人は民間の新しいところに行くけれども、ほかの任用職員が何人いて、何人が栃木市で採用されるかよく分からないですけれども、そういう状況というのはどうなっているのですか、雇用は。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） はい。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません。今全体の数ではなくて、まずいまいずみに関して申し上げますと、正職員が14名、会計年度が18名ということで、この会計年度18名の中から新しい民間保育園に移るのは1名。それと、ほかのところからもう一名移りまして、新しいところには2名移るということでございます。現在、会計年度の人数につきましては、全体で156人いるということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） だから結局正規職員は14名いて、そこは問題ないと思いますけれども、18名でそのうち1名は今度民間のいまいずみに行く。ほかのところからまた1名で、2名行くと。そ

うすると、いまいずみで採用されていた17名はどういう状況になっているのかということです。そこら辺はどうなのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今ちょっと手元に正確な数はないのですが、先ほど申し上げましたとおり、この156人いる会計年度さん、一人一人面接を行いまして、令和7年度の採用の選考を行ったということで、自主的というか、自分の都合で今年度いっぱいでお辞めになる方、それと選考の結果、不合格となった方については、今年度いっぱいでお辞めになるということでございます。

〔「17人がどこに行ったか」と呼ぶ者あり〕

○保育課長（江面健太郎君） 17人は、令和7年の4月1日付でよその園に異動していくわけですが、けれども、公立のほかの園に異動するわけでございますが、その移動先については、まだこれから具体的に人員配置を行っていくという……

〔「雇用は継続されると」と呼ぶ者あり〕

○保育課長（江面健太郎君） これは継続です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） これはちょっと所管課にお伺いするのも変な話になってしまうのですが、今聞いたお話ですと、会計年度任用職員さん1名が新しくできる私立のほうに入られるということでよろしいのですよね。

〔「いまいずみからは1人、ほかからも1人」と呼ぶ者あり〕

○委員（広瀬義明君） だから、いまいずみ保育園から新しくできるところに行かれる方は1名ということで間違いのないのですよね。私が心配したのは、今までいまいずみ保育園に通っていらしかった園児が、建物もそうですけれども、知った先生がほとんどいなくなってしまうという、心因性に何か起きなければいいなと。恐らく知った先生が、新しく移られる、いまいずみ保育園から僅か1名しかいない、イコール知った先生が1人しかいない状況になってしまうと。これはちょっと大きな問題だなと思うところでありまして、その辺のケアとか、そういったものについて担当所管課にはぜひお骨折りをいただきたいと思うところなのですが、その辺を私立ですからあまり指導というか、介入もできないのしょうけれども、何か園児へのケア的なもので、できるということはございますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） おっしゃるとおりでございまして、そういった部分の心配につきましては、今月新しい園に勤めていただく方がいまいずみ保育園のほうに、現場に入りまして、子供たちとの顔合わせ的なものと、子供たちの特徴について理解をしていただく。そういった時間を設けることで、保育を進めているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いみじくも課長のおっしゃったとおり、園児の特性を知る、これだけでも本当に大変な話になるわけでございまして、園児でも個性がいろいろ違いますから、その中で適正な保育体制を構築していくというのは新しい先生方も大変な苦勞になるかと思いますが、やはり自分のことをちゃんと理解してくれる先生というのを園児は求めますから、ぜひその辺全力を挙げてケアしていただきたいと思います。要望です。

○委員長（森戸雅孝君） 分かりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第42号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第43号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第10、議案第43号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第43号 栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は94ページから96ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の114ページから119ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の114ページを御覧ください。提案理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事

業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります、詳細につきましては新旧対照表により説明させていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、116、117ページを御覧ください。初めに、栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります、第26条第2項につきましては、国が定める保育士、保育従事者の配置基準の見直しに伴い、満3歳以上満4歳に満たない幼児に係る保育士数を、おおむね20人につき1人以上からおおむね15人につき1人以上に、満4歳以上の幼児に係る保育士数を、おおむね30人につき1人以上からおおむね25人につき1人以上に改めるものであります。

第28条につきましては、保育所保育指針の制定権限が、厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことから改めるものであります。

次に、栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正であります、第26条につきましては、先ほどと同様の理由により改めるものであります。

次の第30条以下の改正につきましては、国の保育士、保育従事者の配置基準の見直しによるもので、第30条第2項につきましては小規模保育事業所A型について、118、119ページになりますが、第32条第2項につきましては小規模保育事業所B型について、第45条第2項につきましては保育所型事業所内保育事業所について、第48条第2項につきましては小規模型事業所内保育事業所について、満3歳以上満4歳に満たない児童に係る保育士、保育従事者の配置基準を20対1から15対1に、満4歳以上の児童に係る配置基準を30対1から25対1に改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の94ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、95ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表により説明を申し上げましたので、96ページにある附則を御覧ください。第1項につきましては、この条例は公布の日から施行するというものであります。

第2項につきましては、当分の間は従前の配置基準により、保育士、保育従事者の配置を行えることとする経過措置を設けるものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君）　ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この改正条例というのは……条例というのは2本あるのですよね。ちょっと確認したいのですが。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） おっしゃるとおり2本ございまして、1つは栃木市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、もう一つが栃木市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 児童福祉施設、こども園とか、幼稚園は入るのだっけ、保育園とか、そんな感じだと思うのですけれども、この対象の児童福祉施設と家庭的保育事業所等というものは、どのようなところが対象なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 児童福祉施設につきましては、ここで挙がっている保育所ということになります。家庭的保育事業でございますけれども、基本的には栃木市で対象となるのは市内に4園ございますが、定員が19人以下の小規模保育事業所ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） では、家庭的保育事業所とかというところで行くならば、これは少人数四、五人で見ている方、自宅とかそういうところで見ている方とか、そういう事業所というものは栃木市内にはあるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） イメージされているのは、多分自宅とかでやっているような、シッターさんがやるような事業所を思い描いているのかなと思いますが、それにつきましては栃木市ではないということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 経過措置が当分の間ということになっていきますけれども、この当分の間というのはどのくらいの間なのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 当分の間ということでございますので、短期間ということではないと

いうふうに認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 条例改正をして、人数が15人、25人と減って、そういう意味ではいい改正なのだけれども、これは国のほうの何かが変わって、その当分の間の期間というのを定めないというのは、実質変わらないということになりはしないかなと思うのですけれども、どうなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） もちろんこちらは改善ということでの対応でございますので、少人数の職員の配置ということで、きめ細かな保育が理想ではございますが、当然保育士の確保という一つの課題というものもございますので、それは保育士の確保ということとセットで考えていかなければならない問題かなというふうに認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） ちょっと本筋からそれてしまうのですけれども、家庭的保育、先ほど栃木市内にはそういった事業所はないよということでございました。しかし、家庭的保育を行うと仮定した場合、その保育者には市町村での研修が義務づけられているはずなのです。今まで栃木市内で、家庭的保育に係る研修というのは行ったことはないよという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） すみません。ちょっと手元に資料がないので、確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 後で、大丈夫ですか。答弁は。

〔「後で現場に行く」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） では、取りあえず、すみません。

ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定しました。

ただいまから議案第43号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第44号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第11、議案第44号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第44号 栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は97ページから99ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の120ページから131ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の120ページを御覧ください。提案理由でございますが、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、122、123ページを御覧ください。第15条第1項第2号につきましては、認定こども園法の第3条第11項が第10項に繰り上げられたことに伴い、引用条項を改めるものであります。

第4号及び126、127ページになりますが、第43条につきましては、保育所保育指針の制定権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移ったことから改めるものであります。

122、123ページに戻りまして、第23条につきましては、重要事項の書面掲示の義務づけについて、書面掲示に加えて、その内容をインターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないよう改めるものであります。

次の第34条の特別利用保育の基準、124、125ページになります。第35条の特別利用教育の基準につきましては、第6条第2項を適用する場合の読替規定におきまして、また126、127ページになります。第50条の特別利用地域型保育の基準につきましては、第38条第2項を適用する場合の読替規

定におきまして、それぞれ引用する子ども・子育て支援法第19条の条項について補正する改正等がなされたことから改めるものであります。

128、129ページになります。第51条の特定利用地域型保育の基準につきましては、第42条第1項を適用する場合の読替規定におきまして、特定利用地域型保育を受ける特定満3歳以上保育認定子どもの保護者から支払いを受ける利用者負担額の根拠規定を加える必要があることから改めるものであります。

130、131ページになります。第61条につきましては、「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」について、技術中立性の観点から、媒体の種類を示さない形の「電磁的記録媒体」に文言を改めるものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の97ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、98ページを御覧ください。改正文となりますが、内容につきましてはただいま新旧対照表により説明を申し上げましたので、99ページ末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例の対象、特定の意味というのかな、特定教育・保育施設、それとも特定の教育・保育施設、ちょっとよく分からないのですけれども、対象を教えていただければ分かるかな、を教えてください。そして、特定の意味も教えていただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） まず、特定教育・保育施設ということでございますけれども、市が施設型給付費の対象と確認する幼稚園、認定こども園、保育園が挙げられるということでございます。

特定というものは、市が確認するというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 地域型保育事業、子ども・子育て支援事業等とあるのですけれども、これ全部合わせてさっきの認定こども園、幼稚園、保育園という形でよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 地域型保育ということになりますと、これは先ほどちょっと出てきました小規模保育事業所とか、事業所内の保育事業ということが対象ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 改正の概要で、1番は分かりました。2番も、まあ理解できました。5番も理解できたのですけれども、3番、4番、先ほどの説明、何がどう変わるのだから、ちょっと分からないので、具体的に説明をお願いしたいのですけれども。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） おおむねというか、ざっくり言ってここ申し上げますと、利用者が申込みをした場合、その利用の申込みをした方と、現に利用をしている方の人数、それを足したときに利用定員を超えた場合に、公正な選考によって利用者を選ぶようにということで、そのことが書かれています。それぞれのサービスを使う場合に、利用の申込みをした方と、現に既にもうそこで利用されている方を足した数字が利用定員を超えた場合には、当然では誰が使えるのかという話になりますので、その申込みをされた方の中で当然に公正に選考してくださいということが、この読替規定で適用されるということでございます。

それと、もう一点は満3歳の子供の保護者に負担金を求める根拠規定が抜けていたので、その根拠規定を読替規定の中に入れたということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第44号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 先ほどの広瀬委員からのご質問の家庭的保育事業所での研修の件ですが、市が研修を行うことは規定されていないということでもありますが、実績としてないというこ

とでございます。

◎議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第12、議案第45号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第45号 栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は100、101ページ、議案説明書は議案説明書（その1）の132ページから137ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その1）の132ページを御覧ください。提案理由でございますが、個人番号の独自利用事務を改めるに当たり、及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要が生じたため、栃木市行政手続における個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

次に、改正の概要につきましては記載のとおりであります。詳細につきましては新旧対照表により説明をさせていただきます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、新旧対照表によりご説明させていただきますので、134、135ページを御覧ください。第2条につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条の改正において、第8項以降が1項ずつ繰り下げられたことに伴い、引用条項を改めるものでございます。

別表第1につきましては、条例で定めて個人番号を利用する事務のうち、13の項及び14の項を削除するものであります。13の項、第3子以降の児童の利用者負担額の免除に関する事務につきましては、免除申請手続におきまして、兄弟の学生証または身障者手帳を窓口におきまして確認しなければ、第3子以降に該当するかどうか分からないということが理由であります。

また、14の項、幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務につきましては、幼稚園就園奨励補助金が令和4年3月31日に廃止されていることが理由であります。

別表第2につきましては、条例で定めて個人番号を利用する事務のうち、12の項は字句の誤りを、13の項及び14の項は先ほど申し上げた理由により削除するものであります。

次に、議案書によりご説明申し上げますので、議案書の100ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただきます、101ページを御覧ください。改正文となります

が、内容につきましてはただいま新旧対照表によりご説明を申し上げましたので、末尾にあります附則を御覧ください。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第45号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） 委員の皆様、ここで暫時休憩いたします。

（午後 零時17分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時15分）

◎議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第13、議案第53号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 環境課、福田です。よろしくお願いいたします。

ただいまご上程いただきました議案第53号 栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止する条例の制定についてご説明申し上げます。議案書は153ページから155ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の112ページであります。

初めに、議案説明書によりご説明させていただきますので、議案説明書（その2）の112ページを御覧ください。提案理由であります、栃木市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき行っていました土砂等の埋立て等に関する規制につきまして、宅地造成及び特定盛土等規制法及び栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づき、栃木県と連携をして行うこととするに当たりまして、栃木市、市のほうの土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案書について説明させていただきますので、議案書の154ページを御覧ください。こちらは条例の制定文になります。下段の附則でございますが、この条例は、宅地造成及び特定盛土規制法による規制区域、栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例が改正される令和7年4月1日から施行することというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） これを改正する、改正というか廃止にするのは、何か上位法が変わったとか、そのような背景があるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 令和3年の熱海の土砂崩れによりまして、盛土規制法というものが変わって、今まで土砂条例の根幹をなしていた構造物に関するものが盛土規制法のほうで完全に施行されるということになりまして、そのことを受けまして、栃木市のほうの土砂条例は廃止するというものであります。

議員研究会でもご説明したとおり、市のほうで土砂条例を持っておりますと、県の協力が得られない場合がありますので、今後は県の土砂条例と特定盛土規制法によりまして、不適切な行為に対して対抗していくというような背景がございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 栃木市は、何年前だったかな、西山田ですごく大変な思いをしていたと思うのですけれども、そのような事案が発生した場合には今後どうなるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 西山田の大変な案件というのは、平成30年の7月に起こったわけなのですが、実はその後、関係している、本人たちは関係していないと言っているのですけれども、裏を取りますと、関係している業者が2回ほど土砂を不適切に入れようとしていた行為がありました。そちらにつきましては、我々のほうで撃退というのでしょうか、防いだというような実績がございますので、今後につきましても同じような対応をしていきたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） ある意味、条例を盾に、あと警察と連携しながらあのときはやったのですけれども、そういうことが、我々ではなくて今度は県がやるという形になるのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 今後、条例と法律に基づきまして、県が中心となりますが、我々のほうも県と協定を結びまして、この法律を管轄する所管の職員が県の身分も得まして、県と連携をして対応していくということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 言ってしまうえば監督権者、条例がなくなってしまうので、うちというか、市が動く根拠はなくなるのですけれども、監督権者というのかな、こういう場合。よく分かりませんが、それは県ということによろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 県と同等の身分を得るという協定を結びますので、県と同じく指導していくということになります。ただ、実際の告発とか逮捕とかという話になってきますと、県のほうが中心となって動くということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 県とのどのような調整がなされているのかというところなのだと思いますけれども、うちはこの条例を廃止するので、なくなりますよね。対処する根拠がなくなるということなのだと思いますけれども、なので普通に考えると県の条例、次があるのは県の条例なので、県の条例で対応していくということによろしいのですね。そのときに市も見ているのではなくて、さっき言った、に基づいて県と同じ立場でやっていくという理解でよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） そのとおりでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 内海委員の質問に関連する話になってしまいますけれども、取りようによっては判断とかそういったものは県で、その末端の事務事業を市が代行するという形になりかねないなと思っているのですが、そんな感じでよろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 私としましては、不適切な案件に限っては同等の立場で指導を行っていくと。ただ、許可につきましては県のほうが行うというような理解をしております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 許可のほうは当然ながら県のほうになるかと思いますが、そうしますと今まで盛土ですとか、そういったものの申請が市に出されていたものが、今度はどこに提出という形になるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 相談そのもの、いろいろにつきましては、県のほうの都市政策課というところになります。ある程度協議が調いましたらば、申請書のほうは市の環境課のほうに出していただきまして、これを県のほうに送るというようなつくりになっております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、これはほとんどそういったところに申請を出されるのは業者の方々だと思うのですが、今度申請を出すのにも、市内でそういったものに関わると、申請手続きが非常に負担になってくるのだらうなと思います。業者の話ですから致し方ないのですけれども、一般住民からの、例えば不法投棄なりなんなりの情報、相談が寄せられたときも、すぐ県のほうにまづはご相談という形になるのですね。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 本来であれば、そういうことになるのだと思うのですが、実際問題といたしましては、市民の方からは我々のところ、もしくは警察のほうに連絡が入る場合が多くなってきております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 先ほどの話に出てまいりました西山田のほうも、私も非常に関わって、関わっているって、別にやったほうではないのですけれども、ご相談をいただいて、何度も現地へ見に行ったり、重機に乗っていらっしゃる方からお話を拝聴したりもさせていただいたのですが、ですから余計に担当課の苦労は分かっているつもりでいるのですが、スピーディーさに今後影響が出るのではないかなと心配しているのですが、まず我々のほうに情報が寄せられたときも、環境課のほうにひとまずはご連絡という形が継続されるということによろしいのですね。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） まず、第一義的にはこちらのほうに連絡いただければと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 分かりました。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 許可申請しなくてはならないものというのは、どういうものがありますか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 盛土規制法に基づきますと、盛土の高さが1メートルを超える崖を生じるもの、それから切土、土地を切り取って崖を造る場合、これが2メートルを超えるものが生じるもの、それから盛土と切土を同時に行った場合は、やっぱり2メートルの崖を生じるもの、それから盛土で高さが2メートルを超えるもの、こちらにつきましては面積要件がございませんので、少しでもそういうのが発生するのであれば、許可が必要になるということになります。それから、500平米を超える盛土を行う場合は許可が必要ということになります。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） 今までの栃木市の条例等よりも厳しくなるということなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 市の土砂条例は、ほかのところから運んできた場合は500平米以上、500立米以上が該当します。今度の盛土規制法は、ほかから運んでくるのではなくて、自分の土地であっても、先ほど申し上げたような事例が生じる場合は許可が必要になるということになりますので、かなり厳しくなるものと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） そうしますと、そういうものを、こういう場合必要ですよというような、市民に周知しないのか、これは重要になると思いますけれども、それはどういうふうにやりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 実際行為を行うのは土木業者だと思います。土木業者とか、こういう施工業者、それから開発を行う業者に対しましては、先月、県のほうで説明会を行いまして、栃木市の会場では200名ほど来ていました。一般の市民の方に対しての周知につきましては、ホームページとか、広報とちぎとかの周知を考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第53号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第14、議案第54号 栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） ただいまご上程いただきました議案第54号 栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について説明申し上げます。議案書につきましては156ページ、議案説明書につきましては、その2の113ページでございます。

初めに、議案説明書から説明申し上げますので、議案説明書（その2）113ページをお開き願います。提案理由でございますが、栃木市西方さくらホームを廃止するに当たり、栃木市西方さくらホーム条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものであります。

参照条文については、省略させていただきます。

次に、議案書についてご説明申し上げますので、恐れ入りますが、議案書の156ページをお開き願います。議案第54号 栃木市西方さくらホーム条例を廃止する条例の制定について、議会の議決を求めるというものであります。栃木市西方さくらホーム条例は廃止するというものであり、この条例は令和7年4月1日から施行するというものであります。

以上で議案第54号の説明を終わります。よろしくご審議の上、ご了承賜りますようよろしく申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この条例に関するとか、さくらホームを廃止するということは、議員研究会等で説明いただいているので理解をしているのですけれども、その後、住民の方からの苦情だとか、そういったものはないでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 私どもも、そういった利用者に対しての、不満であったり苦情であったりとか、一番懸念材料でございますので、そういった施設を廃止する際に当たりまして、利用している団体。たまたまこの施設に関しましては、利用している団体が小倉堰土地改良区、それからシルバー人材センター北部事業所と、あとは民間といいますか、市民の団体で手芸等を行っている団体が1団体ございました。前2つ、小倉堰につきましては、昨年の11月に移転が決まりまして、既に転居しております。シルバー人材センターにつきましても、最後まで残ってございましたが、今回、都賀のほうに転居場所、3月中に移行を決定して移行しておりますので、残る市民の団体につきましても、小倉堰と同じ時期、昨年の11月に西方の総合支所の前の保健福祉センターでございしますが、そちらのほうに移転をいただきまして、活動を継続していただけるというような状況が整いましたので、今回廃止としての提案をさせていただいたところでございます。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の課長の答弁を受けての話になってしまうのですが、今までさくらホーム内に入っていた事業者の方々、今シルバー人材センターの話がありました。都賀のほうに移転だということでございますけれども、元都賀図書館ですよね。公共施設ですよね。家賃はどうなっているのでしょうか。

では、質問をちょっと変えます。今までさくらホームで活動されていたシルバー人材センターの方々の賃料というのはいただいていたのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 大変申し訳ありません。移転先のほうについて、どういった賃料を取られるか、所管がちょっと違うので、私どものほうでお答えがちょっと数字的に分からないのですが、西方ホームにいらっしゃったときにつきましては、電気料、水道料について、面積の案分等で収入等としていただいていた。それが賃料となっている状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） よくある話が、土地改良とかそういったところもそうなのですが、一応公共とは、ある程度別団体という区切りでありながら、電気、水道、光熱費程度の賃料で公共施

設を貸し出すというのは、ちょっといかがなものかなのかなということで、前々から思っていたところでございました。シルバー人材センターも、一応公益社団法人でしたっけ、になってはおりますが、ある程度営利団体に近い性質を持つものでございますので、今後も公共施設を貸出しで事務所としてお使いになるのであれば、小倉堰とかですと毎日ではないのです、使っているのが。百歩譲ってもいいのですけれども、シルバー人材センターは毎日のように活動されている団体で、駐車場も使えば、ある程度のスペースも使うものですから、多少なり周囲への配慮も必要なのではないのかなと思うところもあるのですが、これは所管が違いますので、これ以上申し上げませんが、何かの機会にはご一考を願えるようにお伝え願えれば幸いです。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 所管には伝えていきたいと思いますが、考え方として、シルバー人材センターは営利の法人ではございません。先ほど広瀬委員自らがおっしゃったように、公益社団法人でございますので、収支上、収益が出た場合には、以後2年間で消費しなければならないという、そういう部分の団体でございますので、こちらについては団体の性格上、やはりその使用料を取っていくという部分のところは難しい面もあるのかなとは思いますが、ただ、それらの点も含めて、所管とは十分協議してまいりたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 営利団体に近いというふうに申し上げたかと思いますが、例えばシルバー人材センター、ほかのところでいいますと、自分たちで土地を用意して建物を用意してやっていらっしゃることも多々ございます。そういったことであれば、全てのセンターで統一性を持って運営をしていただいたほうが、公益財団としての信頼性を高めることにつながると思いますので、そういった意味でもぜひお伝え願えればと思っておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 分かりました。その旨は十分対応してまいりたいと思いますが、市内は全て、シルバー人材センターにつきましては公共施設の利用等の部分のところにつきましても、減免の取扱いというものは今行っておりますし、県内でも全ての団体が減免等の取扱いを行っているというような、そういう部分のところの情報は把握しておりますので、それらの点も踏まえて検討してまいりたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君） さくらホームの年間の維持管理費の費用についてはいかがだったでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 昨年11月で、ほぼほぼ利用を終わっておりますので、そこまでの金額になりますが、電気代、水道代、それから消防等の管理等、警備の管理等が入っておりますので、

そういったものを含めると、大体57万円から60万円ぐらいが年間の経費として支出しているものになります。それがなくなるという話になります。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 約60万円ということで、年間大体それぐらいで推移していたのだと思いますけれども、その五、六十万円浮いた分をぜひ保健福祉部としては事業の拡充なり充実に資するものに振り分けていただきたいと思いますけれども、今回は少額でありますけれども、今後施設の合理化を進めるに当たっては、そういった視点も持って進めていただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第54号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第54号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第15、議案第55号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） ただいまご上程をいただきました議案第55号 栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止する条例の制定につきましてご説明を申し上げます。議案書は158ページ、159ページ、議案説明書は議案説明書（その2）の114ページとなります。

まず、議案説明書によりご説明を申し上げますので、議案説明書（その2）の114ページを御覧

ください。提案理由でございますが、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会からの答申を踏まえて決定した事業者により、栃木市いまいずみ保育園の後継となる民間保育所の整備が完了したことから、同委員会を廃止するに当たり、栃木市民間保育所設置運営事業者審査委員会条例を廃止することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、議案書によりご説明を申し上げますので、議案書の158ページを御覧ください。こちらは制定文となりますので、説明を省略させていただき、159ページを御覧ください。附則であります、公布の日から施行するというものであります。

説明につきましては以上となります。ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この委員会なのですけれども、廃止するのはいいとして、委員が一回も、メンバーが誰であるかとかいうような公表がされていないのですけれども、それというのは公表されるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 過去の委員の公開をすることかと思いますが、実質的に審議にもう影響がないので、公開請求がなされた場合には公表は差し障りはないのではないかと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） そのとおりだと思います。ですけれども、栃木市というのは、審査が終わってもしなかったもので、今後この手の委員会をつくる場合には、初めから公表だというふうにしてほしいと思いますが、そのことについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） あくまでこれは私の個人的な考えになりますので、市の考えということではございませんが、基本的には審議に忌憚のない意見を申し述べて、忌憚のない議論ができる環境が、まずこういった審議会の審議においては大切なことになりますので、バイアスが、氏名を公表することでかかってしまって、正常な議論ができないおそれがあるということになりますと、やはり公開するということはちゅうちょせざるを得ないのかなと認識しております。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 非常に残念な答弁なのですけれども、市のお考えではないということですが、公の事業で非公開で行われるということ自体が、本来はあってはならないことで、しかも審査をするというものに関して、誰がやったよというものさえ教えないというものは、市民の知る権利を侵しているというふうな状況であるということを認識してほしいと思います。この条例に関しては、別にいいです。

○委員長（森戸雅孝君） 答弁はいいですか。

○委員（内海まさかず君） はい。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑は。

白石委員。

○委員（白石幹男君） この審査委員の公表の件ですけれども、ほかの自治体の状況も調べるべきだと思います。どこだっけな、公表しています。だから、そういう点も調べて、次、審査委員会をつくる場合には、そうしたものを反映させてほしいなと思いますけれども、いかがですか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） あくまで仮定の話ですが、こういった審査委員会、例えば設置して、その委員を公表して議論いただくという場合には、その委員を委嘱する前に、その前提としてそういった状況下で委員を委嘱できるのかということも、やはり前提条件としてはなってくるのかと思いますので、おっしゃった他の自治体の事例を確認しながら、取り入れられるところは取り入れていくべきかとは思っております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第55号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

◎議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第16、議案第57号 財産の無償貸付けについてを議題といたします。

当局から説明を求めます。

毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） ただいまご上程いただきました議案第57号 財産の無償貸付けについてご説明申し上げます。議案書は161ページ、議案説明書は119、120ページでございます。

初めに、議案説明書からご説明申し上げますので、議案説明書の119ページを御覧ください。まず、提案理由でございますが、とちぎメディカルセンター敷地として、一般財団法人とちぎメディカルセンターに土地を無償で貸し付けることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

参照条文につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、120ページを御覧ください。無償貸付けをする土地の明細でございますが、栃木市境町5番2の一部と5番3の一部でございます。地目はいずれも宅地、面積は合わせて4,150.59平方メートルでございます。下の位置図の総合保健医療支援センターの斜線で示してある場所が、市有地の対象となります。

続きまして、議案書により説明をさせていただきますので、議案書の161ページをお開き願います。1の財産の表示につきましては、ただいま議案説明書でご説明をさせていただいたとおりでございます。

2の無償で貸付けする期間につきましては、令和3年3月議会におきまして、本年3月まで無償貸付けをするということで議会の議決をいただいておりますが、これを3年間延長いたしまして、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとしたいというものでございます。

3の無償貸付けの相手方につきましては、栃木市境町27番21号、一般財団法人とちぎメディカルセンター、代表理事理事長、森田辰男でございます。

4の無償貸付けの条件につきましては、無償で貸し付ける土地は、とちぎメディカルセンター敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならないというものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

ただいまから質疑に入ります。

質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 無償貸付けというものに対しては文句をつけるつもりはありませんけれども、この4,150平米、これは固定資産税の評価額は幾らになるのでしょうか。実際貸し付けるものの価値というものは知っておきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 単年度の場合、年間433万円ほどとなります。

〔「評価額」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） 失礼しました。市有地なので、取っておりません。

〔「評価額」と呼ぶ者あり〕

○健康増進課長（毛塚裕子君） すみません。評価しておりません。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 一応栃木市の財産でもあるので、近傍でこれは分かると思いますので、少なくともこの価値がどのぐらいあるのかというものは把握をしておいてほしいと思いますが、そのことについてはどうでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 議員のおっしゃるとおりですので、固定資産の担当課のほうに評価をしてもらうような形で努めてまいりたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第57号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第15号（所管関係部分）の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第17、議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略して結構です。

田中福祉総務課長。

○福祉総務課長（田中典行君） ただいまご上程いただきました議案第15号 令和6年度栃木市一般会計補正予算（第10号）の所管関係部分につきましてご説明いたします。

初めに、歳出につきましてご説明いたしますので、補正予算書の70、71ページをお開きください。

2款1項16目諸費は、補正額2億3,150万2,000円の減額であります。説明欄3行目、防犯灯維持管理事業費につきましては、防犯灯の電気料が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

続きまして、74、75ページをお開きください。2款3項1目戸籍住民基本台帳費は、補正額290万円の減額であります。説明欄、職員人件費、次の会計年度任用職員共済費につきましては、総務人事課の所管となりますが、当初見込みに対し、時間外手当や共済費についての補正をするものであります。なお、以降、何件か出てまいります。同様の理由により補正をかけるものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

次の戸籍情報システム改修委託費につきましては、標準準拠システム移行に係る開発の進捗が当初の見込みより遅延していることから、委託料を減額したいというものであります。

続きまして、78、79ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費は、補正額1億8,860万4,000円の減額であります。説明欄2行目、国民健康保険特別会計繰出金と、次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、それぞれ繰出金の額の確定に伴い、減額したいというものであります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金及び社会福祉振興寄附金の増額が見込まれることから増額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費（障がい福祉課）につきましては、障がい児者相談支援センターの相談支援専門員を募集したところ、応募がなかったことから減額したいというものであります。

次に、2目障がい福祉費は、補正額2,421万7,000円の減額であります。説明欄、福祉タクシー料金助成事業費から都賀地域活動支援センター委託事業費までの6項目につきましては、それぞれ事業に対する利用者でありますとか、対象者などが当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次に、3目高齢福祉費は、補正額4,527万2,000円の減額であります。説明欄、介護保険特別会計

繰出金につきましては、職員人件費の減額に伴い減額したいというものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、年度内の施設整備完了が見込めないことから、認知症高齢者グループホームの開設準備補助金を減額したいというものであります。

次の緊急通報委託費から、はつらつセンター委託事業費までの4項目につきましては、それぞれ利用状況や申請状況が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次のページになります。3款2項1目児童福祉総務費は、補正額3億3,340万9,000円の増額であります。説明欄3行目、民間保育所等地域子育て支援センター補助金につきましては、事業に要する経費が当初の想定より少なく、上限まで申請しない施設があったことから減額したいというものであります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、出生数が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次の子ども未来基金積立金につきましては、ふるさと応援寄附金及び児童福祉費寄附金の増額が見込まれることから増額したいというものであります。

次の子ども・子育て支援事業計画策定事業費につきましては、計画策定支援業務の入札に伴い、入札差金を減額したいというものであります。

次のすくすく子育て応援事業費につきましては、出生数が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次の会計年度任用職員人件費（こども家庭センター）につきましては、こども家庭センター専門員が充足できなかったため、減額したいというものであります。

次の民間保育所等入所委託費につきましては、国の基準改正に伴い、委託料算定のための公定価格が増額となったため、増額したいというものであります。

次の民間保育所施設整備費補助金につきましては、2か年事業の（仮称）いまいずみ保育園園舎等建築工事が完了し、補助額が決定しましたことから減額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付費につきましては、国の基準改正に伴い、給付費算定のための公定価格が増額となったため、増額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業補助金から認定こども園施設整備費補助金までの4項目につきましては、それぞれ補助金の申請状況や給付対象者が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次に、3目母子福祉費は、補正額585万1,000円の減額であります。説明欄、母子生活支援施設措置委託費につきましては、措置入所者が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次に、4目児童福祉施設費は、補正額817万1,000円の減額であります。説明欄2行目、とちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、工事期間中の電気料の支出が抑えられたことや、改

修工事の入札に伴う入札差金を減額したいというものであります。

次に、5目保育所費は、補正額2,362万7,000円の減額であります。説明欄2行目、公立保育園改修事業費につきましては、大平南第1保育園の屋根、外壁改修工事が完了したことから減額したいというものであります。

続きまして、84、85ページをお開きください。3款3項1目生活保護総務費は、補正額1,090万円の減額であります。説明欄、生活保護運営対策事業費につきましては、生活保護システム標準化移行作業業務が令和7年度に変更となったため、減額したいというものであります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、住居確保給付金の申請者が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次のページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費は、補正額1,686万1,000円の減額であります。説明欄2行目、母子保健事業費から6歳児来院型フッ化物塗布事業費までの4項目につきましては、それぞれ受診対象者などが当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次に、2目予防費は、補正額843万7,000円の増額であります。説明欄1行目、予防接種事業費につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済の対象者が新たに認定され、医療費等の給付が確定したことから増額したいというものであります。

次の新型コロナウイルス感染症対策基金積立金につきましては、新型コロナウイルス感染症予防に関連する事業の決算額が確定したことに伴い、基準繰入金の一部を基金に積み戻しする必要から増額したいというものであります。

次に、3目環境衛生費は、補正額241万7,000円の増額であります。説明欄、墓園管理基金積立金につきましては、永代使用料等が当初の見込みを上回ることから増額したいというものであります。

次に、4目斎場費は、補正額2,691万円の減額であります。説明欄、斎場管理運営委託事業費につきましては、電気、水道、燃料などの使用料が当初の見込みを下回ることから減額したいというものであります。

次に、6目保健施設費は、補正額3,693万6,000円の減額であります。説明欄、大平健康福祉センター管理運営委託事業費から栃木保健福祉センター改修事業費までの5項目につきましては、それぞれ業務委託や工事が完了したことから減額したいというものであります。

次のページになります。4款2項2目塵芥処理費は、補正額8,581万3,000円の減額であります。説明欄、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましては、ごみ処理量が当初の見込みを下回ることから、委託料などを減額したいというものでございます。

次に、3目し尿処理費は、補正額3,857万9,000円の減額であります。説明欄、衛生センター管理運営委託事業費につきましては、衛生センター包括的業務委託事業について、契約書等に基づき、実績に応じた電気料金分を減額したいというものでございます。

次の衛生センター施設整備事業費につきましては、し尿処理施設整備基本計画等策定業務委託の入札に伴い、入札差金を減額したいというものであります。

次の佐野市し尿処理委託費につきましては、藤岡、岩舟地域のし尿処理等の処理について、佐野市の委託費が確定したことから減額したいというものであります。

以上で歳出の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（森戸雅孝君） 大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君） 続きまして、歳入の所管関係部分につきましてご説明申し上げます。

52、53ページをお開きください。14款1項3目1節保健衛生使用料につきましては、16万4,000円の減額であります。説明欄、墓園永代使用料につきましては、当初想定より新規墓所購入者が多かったため、それに伴い増額したいというものであります。

次の斎場使用料につきましては、当初想定より市外利用者が少なかったため、それに伴い減額したいというものであります。

次に、15款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、2,520万円の減額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い減額したいというものであります。

次の産前産後保険税負担金につきましては、産前産後国民健康保険税の軽減措置に対する2分の1の国庫負担金でありまして、額の確定に伴い減額したいというものであります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、特別障がい者手当等給付事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、自立支援医療費事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、292万6,000円の減額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、入所措置者が当初の見込みを下回り、負担金の支給額が減額となる見込みのため、減額したいというものであります。

次に、4節生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、75万円の減額であります。説明欄、生活困窮者自立相談事業費等負担金につきましては、住居確保給付金の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2目1節保健衛生費負担金につきましては20万3,000円の増額であります。説明欄、新型コロナ予防接種健康被害給付費負担金につきましては、新型コロナワクチン接種後の副反応による救済として認定された給付に対する国の負担金であり、新たに認定された医療費及び医療手当を給付するに当たり、増額したいというものであります。

54ページ、55ページをお開きください。15款2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金につしまし

ては、19万1,000円の減額であります。説明欄、社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍情報システムにおける振り仮名通知出力機能の整備について、国庫補助対象事業となったため、増額したいというものであります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、マイナンバーカード普及事業委託料の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2目1節社会福祉費補助金につきましては、654万3,000円の減額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者在宅生活支援委託事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（障がい福祉課）につきましては、会計年度任用職員人件費（障がい福祉課）の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、6,668万7,000円の増額であります。説明欄、重層的支援体制整備事業交付金（子育て総務課）につきましては、民間保育所等地域子育て支援センター補助金が当初の見込みより支出額が少なかったため当該補助金を減額することに伴い、国の負担分が減少するため、減額したいというものであります。

次のこども政策推進事業費補助金（子育て総務課）につきましては、自治体こども計画策定支援事業のための国庫補助金が不採択となったことから減額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、民間保育所等入所委託費等に対する国庫補助金を増額したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、子育てのための施設等利用給付費に対する国庫補助金を減額したいというものであります。

次の保育所等整備交付金につきましては、2か年事業である（仮称）いまいずみ保育園園舎等建設工事が終了し、補助額が決定したことから減額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業のうち、保育士宿舎借り上げ支援事業、家庭支援推進保育事業、ICT推進事業、保育環境改善等事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、今年度、民間園2園の補助を予定しておりましたが、1園にとどまったため減額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、199万4,000円の減額であります。次の循環型社会形成推進交付金（クリーン推進課）及び二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金につきましては、とちぎクリーンプラザ基幹的設備改良工事における環境省の交付金でありまして、環境省の要請により循環型社会形成推進交付金の一部を二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金に変更したこと、及

び事業全体における交付金の年度割の調整により増額補正したいというものであります。

次の出産・子育て応援交付金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、補助金の支給額が減額となる見込みのため、減額したいというものであります。

56、57ページをお開きください。16款1項1目1節社会福祉費負担金につきましては、1億1,192万円の減額であります。説明欄、国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国保財政の安定化に係る保険者支援分に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額したいというものであります。

次の後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、低所得者の保険料軽減に対する4分の3の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額したいというものであります。

次の産前産後保険税負担金につきましては、産前産後国民健康保険税の軽減措置に対する4分の1の県負担金でありまして、額の確定に伴い減額したいというものであります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、自立支援医療費事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費負担金につきましては、146万3,000円の減額であります。説明欄、児童入所施設措置費等負担金につきましては、措置入所者が当初の見込みを下回り、負担金の支給額が減額となる見込みのため減額したいというものであります。

次に、2項2目1節社会福祉費補助金につきましては、1,972万4,000円の減額であります。説明欄、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者在宅生活支援委託事業費の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（障がい福祉課）につきましては、会計年度任用職員人件費（障がい福祉課）の減額に伴い、減額したいというものであります。

次の地域医療介護総合確保基金開設準備交付金につきましては、公募により施設整備法人は決定しておりますが、工期等の関係により年度内の整備完了が困難であることから、次年度、改めて申請するため、減額したいというものであります。

次の重層的支援体制整備事業交付金（地域包括ケア推進課）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料の減額に伴い、減額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費補助金につきましては、499万9,000円の増額であります。説明欄、重層的支援体制整備事業交付金（子育て総務課）につきましては、民間保育所等地域子育て支援センター補助金が当初の見込みより支出額が少なくなったため、当該補助金を減額することに伴い県の負担分が減少するため、減額したいというものであります。

次の子どものための教育・保育給付交付金につきましては、民間保育所等入所委託費等に対する県補助金を増額したいというものであります。

58、59ページをお開きください。説明欄、施設型給付費補助金につきましては、子どものための

教育・保育給付費に対する県補助金を増額したいというものであります。

次の子育てのための施設等利用給付交付金につきましては、子育てのための施設等利用給付に対する県補助金を減額したいというものであります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、食物アレルギー給食対応提供事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次の保育対策総合支援事業費補助金につきましては、保育対策総合支援事業のうち、保育体制強化事業、保育補助者雇上強化事業、保育環境改善等事業の実施が見込みより少なかったため、減額したいというものであります。

次に、3目1節保健衛生費補助金につきましては、50万円の減額であります。説明欄、出産・子育て応援給付金につきましては、支給対象者が当初見込みを下回り、補助金の支給額が減額となる見込みのため、減額したいというものであります。

60、61ページをお開きください。18款1項3目1節社会福祉費寄附金につきましては、248万8,000円の増額であります。説明欄、社会福祉振興寄附金につきましては、当初見込みを上回ることから増額したいというものであります。

次に、2節児童福祉費寄附金につきましては、408万7,000円の増額であります。説明欄、児童福祉費寄附金につきましては、本市の子育て支援のために個人・団体の皆様から寄附があったため、増額したいというものであります。

62、63ページをお開きください。19款1項2目1節後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、2,733万9,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療特別会計繰入金につきましては、令和5年度に後期高齢者医療特別会計に繰り出した人件費繰出金等について、決算額の確定に伴い、一般会計に戻し入れする必要が生じたので、増額したいというものであります。

次に、3目1節介護保険特別会計繰入金につきましては、150万円の減額であります。説明欄、介護保険特別会計繰入金（重層的支援体制整備事業繰入金）につきましては、はつらつセンター委託事業費の委託料の減額に伴い、繰入金を減額したいというものであります。

次に、2項20目1節子ども未来基金繰入金につきましては、595万6,000円の減額であります。説明欄、子ども未来基金繰入金につきましては、6歳児来院型フッ化物塗布事業費、赤ちゃん誕生祝金事業費及びすくすく子育て応援事業費に対する繰入金を減額したいというものであります。

続きまして、繰越明許費補正（追加）の所管関係部分についてご説明いたします。9ページをお開き願いたいと思います。3款1項老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、令和6年度に補助金の交付決定を行いました、認知症高齢者グループホームを整備する医療法人高柳会への補助金に関し、令和6年度の完成が見込まれないことから繰越しを行うものであります。

次の2項学童保育事業につきましては、宮の子学童保育駐車場整備工事について、工事内容に変更が生じたことから、年度内に事業が完成しない場合は次年度に繰り越すものであります。

続きまして、債務負担行為補正（廃止）の所管関係部分につきましてご説明いたします。13ページをお開き願いたいと思います。事項欄２段目、令和６年度国府地域包括支援センター運営業務委託につきましては、国府地域包括支援センター運営業務委託の開始年度及び期間の見直しに伴い、新たに債務負担行為を設定する必要性が生じたため、設定済みの債務負担行為について廃止するものであります。

以上で歳入及び繰越明許費補正（追加）及び債務負担行為補正（廃止）の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君）　ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出等を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君）　ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出等を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　81ページの赤ちゃん誕生祝金について伺います。

まず、令和６年なり、令和６年度の見込みでも結構なのですが、出生数速報値ありましたらお示しいただければと思います。

○委員長（森戸雅孝君）　大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君）　お答え申し上げます。

決算見込み数につきましては、第２子としましては本年度293人、第３子は125人と見込んでございます。

○委員長（森戸雅孝君）　浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　第１子も含めて、全体としては幾つになりますか。

○委員長（森戸雅孝君）　大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君）　全体としては418名になります。

○委員長（森戸雅孝君）　浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　これは令和６年の12月ですか。

○委員長（森戸雅孝君）　大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君）　令和６年度の全体の数値でございます。

〔「何事か呼ぶ者あり」〕

○子育て総務課長（大塚清孝君）　すみません。第1子は対象外でございますので、ちょっとすみません、手元に持っていません。

○委員長（森戸雅孝君）　浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　誕生祝金なので、第1子は、数字は持ち合わせていないということなのだと思いますけれども、見込みとしては、当初の見込みはどのようなものでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君）　大塚子育て総務課長。

○子育て総務課長（大塚清孝君）　当初としましては、第2子が343人、第3子が150人と見込んでございました。

○委員長（森戸雅孝君）　浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　第2子の見込みが相当下回っていたということであります。予算の審査のときに聞きますけれども、こうした少子化対策も含めて進めていただきたいというふうに思います。確認でした。

　　続けてよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君）　どうぞ。

○委員（浅野貴之君）　87ページ、妊産婦の健康診査事業費で、利用者数が想定よりも下回ったということですが、これは妊産婦になる女性の数がそもそも少なかったのか。それとも、健診自体を受けていないのか。その辺の状況はどのようなものでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君）　神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君）　生まれてくる子供が少ないという形になりますので、妊産婦そのものが減っております。

○委員長（森戸雅孝君）　浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　そうすると、妊産婦が必要な健康診査を受けていないという状況ではなかったということよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君）　神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君）　さようでございます。

○委員長（森戸雅孝君）　浅野委員。

○委員（浅野貴之君）　続いて、6歳児の来院型のフッ化物塗布事業費なのですが、これも見込みを下回ったということであります。来院型に変えて1年目でしたっけ、初めての年だったですか。で、想定よりも下回ったということですが、周知にも課題があったのではないかと思いますけれども、その辺はどのように分析していますか。

○委員長（森戸雅孝君）　神長こども家庭センター所長。

○こども家庭センター所長（神長利之君）　初年度ということで、個別にご案内させていただいているところではございますけれども、残念ながら1月半ばぐらいの時点で、およそ32%ぐらいの方し

か受診されていないものですから、そこの受診率を上げたいというふうには思っております。ですので、こういった方法がよろしいか。これは歯科医師会とも相談しながら、受診率を上げるための方法を考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 浅野委員。

○委員（浅野貴之君） ぜひその辺の検討は鋭意進めていただきたいと思います。集団型だったら上がったのにと、受けられたのということもあることがないように、この事業の特性も生かしなが、ぜひその辺の検討は進めていただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 81ページの中段辺りで、子どものための教育・保育給付費ということで、年度末でこれだけぼんと負担が上がるのか。この内容をちょっと教えていただけますか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回、子どものための教育・保育給付費と、あとその2つ上の民間保育所等入所委託費、これにつきましては公定価格内の人件費が10.7%引き上げられた、そのことによる増額でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 年度内に引き上げられて、その差額を今支給しているという形なのか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 公定価格が見直されたということで、これから実際には支給していくということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 今の内海委員の質問の関連になるのですが、まず子どものための教育・保育の給付費のほうは、これ基本的には施設型給付費に該当するものもあるし、本来だったら待機児童解消に使われる給付費だったような気がしたのですが、あくまでも人件費高騰ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 今回の増額につきましては、公定価格内の人件費が10.7%引き上げられたことで計上させていただいているということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 分かりました。子どものための教育・保育給付費のほうについては納得しますが、民間保育所等入所委託費のほうでも5,200万円、今回計上されています。たしかこの委託費

の場合、年度末に30%以上の残高を残してはいけないという決まり事があったかと思います。俗に言う30%ルールです。これはもう間違いなく超えないという認識での今回の補正ということによろしいですね。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 積算の根拠としますと、令和5年度の決算をベースにして10.7%の増を見込んだ数字でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） いや、別にそんなこと聞いていないのですけれども、ちゃんとそういった30%ルールに適合した上での補助金だと。これ超えてしまうと、ちょっとよろしくない。中には積立て措置をしてごまかしている、ごまかしているという言い方は変ですけれども、備えているところもあるかと思うのですが、その辺の確認もぜひお願いしたいと思うのですが、どうでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 江面保育課長。

○保育課長（江面健太郎君） 過大な給付にならないよう、そこはきちんとチェックしてまいりたいと考えております。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） 87ページ、一番下の保健福祉センター改修工事、これは令和5年、6年でやるのではなかったかなと思ったのですけれども、2,000万円も工事ができなかったということによろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） こちらにつきましては、令和6年と7年度で改修工事を予定しておりました。令和6年度分につきましては改修が終わりまして、そのほかの空調については来年度にするということで、今年度の金額のほうが予定した額よりも価格が下がったということで減額補正するものでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） たしか五十何台をやるので、二十何台、半分ずつやるということで、8,000万円とかつけた覚えがあるのですけれども、そのうち2,000万円が余ったということによろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 毛塚健康増進課長。

○健康増進課長（毛塚裕子君） はい、そのとおりでございます。こちらの改修費には、空調工事のほかにトイレの小便器の改修も含めた形での金額でございました。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 今度は89ページで、クリーンプラザの管理運営委託事業ということで、ごみ量が減ったから、これだけのお金を払わなくて済んだということによろしいのですか。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 今回の減額につきましては、一つはごみが減ったということで、当初の見込みよりも支払い額が減額になるというところでございます。一方で、もう一つは最終処分量が、これも減少しているところでございまして、その額も含めての合算になります。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） 来年度の予算のところでも聞こうかなと思ったのですが、今管理運営委託って何百億円もかけて、十何年間委託をしている状況ですよね。それで、ごみ量が減ったらその中で減らしていくよという契約が、その中でなされているということによろしいのですよね。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 包括委託料につきましては、固定費とごみ量に応じて変動する変動費に分かれております。これは、ごみ量が減れば変動費が変わるというような契約内容になっております。あと、毎年ごみの予定量、今回見込んだ量なのですが、これは毎年計画がございまして、あくまでごみ量は予定量で毎年度契約しておりますので、あくまで予定契約という形で実績に応じて毎年精算するというような流れになっております。

〔「十何年委託していますよね」と呼ぶ者あり〕

○クリーン推進課長（成瀬友久君） はい。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） すごいお金をかけて、何百億円かけて運営委託をしていると思うのですが、それはある意味、見直したいなものなのですか。毎年やっていくというものは。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） すみません。説明が不足して申し訳ありません。毎年ごみ量、実績に応じて精算する。精算というか、そういう契約になっております。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 全体的に見ると、生活環境部、保健福祉部、こども未来部の全体的に見ますと、減額の理由というのはそれぞれあると思うのだけれども、ほとんど減額になっているのです。積立金とかというのは、逆に積立してしているのだけれども、これは当初予算の立て方で、何か問題があるのではないかなと。これは部長に聞いたほうがいいのでしょうか。それぞれの意見、どうなのでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） 首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 保健福祉部の所管の事業につきましては、当然人員等、満額で見て

いるわけではなくて、一定の危険率、そういうものは見た上で予算措置をしているわけですが、実際、人の動向というのはかなり、生まれてくる数、亡くなる数、あるいは病気で入院する数、それらの部分は異なっていることもございますし、タクシー券のように利用希望者がどれだけ来るかということも予測し切れないところがあるという部分のところで、どうしても積算上、若干その危険な部分のところというものを補正を回避するというようなところで、少し余裕を持ったところはあるのかもしれませんが、基本的には今回この3月で精算をさせていただいた部分というものは、実際の人口動態上からすると、やむを得ないものだというふうな、そんな判断をしているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 茅原生活環境部長。

○生活環境部長（茅原節子君） 生活環境部のところでいきますと、今、首長部長の説明のような内容もちろんですが、施設の電気料等が思ったよりも、当初の予算よりも、積立てよりも低く抑えられたということで、決して当初の予算の組立て方に問題があったのではないのかなと。問題のある積立て方ではなかったのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 小川こども未来部長。

○こども未来部長（小川 稔君） こども未来部におきましては、やはり子供の利用者数、そういったところが大きく影響しております。当初予算の段階でも、前年度の伸び率等、担当のほうにおいて精査はしておりますが、今回、特に増額になっている部分に関しては、人件費、いわゆる人勧、そういう社会情勢の影響もあるのではないかと感じているところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 取りあえず歳入のほうから行きます。52、53ページ、14款1項3目衛生使用料の斎場使用料なのですが、204万円の減額ということになっていらっしゃいますが、基本的に栃木市の斎場は、栃木市民等は無料なのですよね。ですから、本来であれば、市内の方があそこを使うときに金は入らないから減りようもないのですが、恐らくこれは市外の方等のご利用というのを積算した上での結果なのだと思うのですが、本来使用料というのを幾ら見込んでいらっしゃったのか。そして、使用料をいただいた件数というのがどのくらいあったのか、お伺いします。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 当初といたしましては、特に市外のほうの獨協さんの利用が多いということで、100件ということで見えていたのですが、実際は60件程度になってしまったということで、当初が1,144万2,500円ということで見えていたのですが、実際は940万円ぐらいの歳入になる見込みということで、なりそうだということで減額させていただくところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 100件が実際には60件ということで、40件、目標という言い方は変ですが、見込みより少なかったということで200万円が、となりますと1件当たり市外の方だと5万円の火葬料ということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） そうです。1件5万1,000円、特に検体の方でいただいていたのですが、けれども、その数が物すごく減ったということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） なるほど。検体ということであれば、あちらのほうからというのも納得がきますが、斎場使用料ということに関していえば、現在の斎場には、小さな斎場も設置されているということなのです。関連になってしまいますが、1年間でどのぐらいの利用者がいたかというの、分かりますか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 使用の実績につきましては、5件ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 思ったより少ないというのが率直なところでして、知っている方は、私が一番詳しいのではないかと思うかと思いますが、私のところには情報が一切流れてきませんので、だからここでお伺いしているわけではないのですが、せっかく設備として造ったものですから、もうちょっと広く周知していただければと思います。

これも関連になってしまいますが、最近ちょっといろいろ広告等で、新聞でも何でもポスティングでも入ってくる中で、さもあじさいの杜を自分の会社でやっていますというような広告が多いのです。これはどういうのですかね、虚偽広告に近いものかなと思うのですが、そういった非難といいますか、クレームといいますか、市民からの声というか、何か届いていませんか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） その広告につきまして、私も把握をしております、ちょっと問題があるのかなと思っているところです。

あじさいの杜の式場は、先ほど委員のほうからございましたとおり、とても小さな施設ということで、簡素にやりたい方向けの施設ということでございます。したがって、いろいろ、花輪は1基までとかというような制限をかけておりまして、簡素にやりたい方向けの施設ということで制限をかけているので、ちょっと思ったよりは少ない。こちらとしては、せっかくある施設ですので利用していただきたいというのはあるのですが、今ありましたとおり業者の利益行為になってしまうというのは、それも避けたいというところがありますので、今のところはこういう制限をかけた形で、簡素なお葬式をやりたい方向けということで進めてまいりたいと思っております。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） すみません。私の質問の趣旨が悪かったです。うちに入ってきた広告があります。私どもではあじさいの杜を使用してやっていますということで、都内の業者です。その都内の電話番号に電話すると、あじさいの杜につながってしまったのです。ということは、どこかで電話を回送しているのでしょうか、そういったことであじさいの杜が、さもどこかの業者専属の斎場のように考えられている節がありまして、これ私の知人のほうから教えられて、実際に私もやってみたのですが、非常に誤解を生みやすい。別に行政がやっているわけではなくて、そういうやり方をされている業者さんが少なくとも2件ありました。

ちょっとその辺ご留意いただいて、何かしらの対応を打っていただければ、課長が先ほどご答弁いただいたとおり、小さく故人を見送りたいというための施設でございますので、業者の利益に供与するようなやり方をしているというような誤解を、利用されている方が受けないようにご注意くださいという、ただそれだけの話でございました。すみません。

続けてよろしいですか。

○委員長（森戸雅孝君） はい、どうぞ。

○委員（広瀬義明君） 本題に戻らせていただきますが、54、55ページ、これは衛生費国庫補助金のほうで、クリーンプラザのほうの改修資金として、当初循環型社会形成推進交付金を使っていたのが、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金に切り替えたというご説明でございましたが、もうちょっと理由等を詳細にお伺いさせてください。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） 本来クリーンプラザの基幹改良工事については、循環型交付金でこれまでもやっておりました。ただ、今回、全国的に改良工事をやる施設が多いというように、事前に国のほうから聞いておりました。それで、それでは対応し切れないからというような情報も入っておりました。そのため、国のほうからこの二酸化炭素の交付金に切り替えてくれというような内容です。交付の条件は全く同じです。何が違うのだということですが、二酸化炭素については事業者も対象になっております。その関連で、こちらも対応できるというようなことを聞いておりますので、問題ないと思っております。

ただ、これ差し引きますと、6,000円今回増になっております。こちらについては、昨年スライド条項によりまして金額を増額させていただきました、令和6年、7年と。その関連で、事務費相当額が、令和6年度と7年度が入れ替わりになる部分が出てきました。このため、今回6,000円増で、令和7年度は6,000円マイナスというような形で調整を取っております。総額では変わりません。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） さすがに6,000円でどうのこうの言うつもりもないのですけれども、私ははっきり二酸化炭素排出抑制対策のほうに切り替えた理由として、たしか今回の寿命延長のほうで15%ほどCO₂削減につながるという説明を、たしか二、三年前に受けていたので、それに関するものかと思いましたが、国からの指導だったというような感覚でよろしいですね。

○委員長（森戸雅孝君） 成瀬クリーン推進課長。

○クリーン推進課長（成瀬友久君） おっしゃるとおりです。そのとおりです。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 続けさせていただきます。

飛びまして、歳出のほうになります。78、79ページ下段から2つ目、紙おむつ給付委託事業費200万円のマイナスということになっておりますが、当初との執行率の違いというものを教えていただきたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 当初の予算につきましては3,900万円、人数にすると1,300人を対象にしております。紙おむつの支給等につきましては、現在横ばいでございます、今1,000人をちょっと下回るような状態でございますので、あと2か月を残して精算いたしますと、200万円の減額については、減額をして3,700万円にしても十分対応できるというような形で、このような200万円の減額という形になっております。利用対象者が、若干前回よりも少なくなっているという状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 年末に紙おむつの一般質問をやらせていただいた折に、いろいろなデータを示していただきました。栃木市内においても紙おむつの需要といいますか、使用率というのは非常に上がっているはずでございます。課長答弁では1,300人を対象にということでございましたけれども、実際にはもっともっと、この給付事業、恩恵にあずかりたいと思っていられる方も多いと思っております。実際に栃木市内において紙おむつの使用をされている推計というのは、お伺いになったことはあるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 実際に私どものところ、65歳以上ということに限定させていただきます、紙おむつの使用というものに関しては、要介護3以上の方で大体2分の1、50%というような形で、推計としては取っております。今、要介護3以上の方が約3,000人ほどおりますので、そこから推測すると1,500人は使っているのかなというような推測でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、最初お話しいただいた1,300人からしましても200人の違いがある。ただ、ご自分で登録云々ということができない方も中にはいらっしゃると思うのです。ぜひ

こういった、私これはすばらしい事業だと思います。ぜひ多くの方に周知していただいて、全ての方がこの事業を利用できるように、ぜひご努力いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続けさせていただきます。あまりやると怒られてしまうから、あと1個ぐらいかな。また、斎場に戻ってしまいますけれども、86、87ページの斎場費のほうで、斎場管理運営委託事業費2,691万円の減額ということになっていらっしゃいますけれども、ご説明では水道、光熱費ということでございました。1か月当たり200万円を超えるような削減というのはどのようにお考えなのか、まずは伺います。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 先ほど茅原部長のほうからご説明があったのですが、施設のほうでの電気料とかが思ったよりも少なかったというご説明を差し上げたかと思うのですが、当初建設をしたときに、大体電気料は月220万円ぐらいかかるのではないかなというような見込みを受けました。実際のところ、120万円から100万円ぐらいの電気料で済んでいるというような状況がありましたのが1つ。それから、灯油を出しているのですが、灯油も大体月1,500リットル、タンクローリーで4台から5台ぐらい入るというような設計ということで受けたのですが、実際運用してみたところ、3台から4台ぐらいで運用できているというような状況がございますので、このような金額の減額になったというところでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） そうしますと、電気代のほうが年間で約1,000万円ほど違ったと。では、残りの1,600万円は灯油代だという感覚でよろしいでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） そうですね。灯油代と、あと水道代も少し入るような感じですが、あとはほぼ灯油代ということでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 当初積算したときよりも、電気代も灯油代も水道代も全部高騰している中で、それでも2,600万円の残高が出たというのは、よっぽど当初の単価がすごい単価だったのだらうなと思うところでございます。電気代が大体半分、これだけ安いはずはありませんので、最初どのぐらいで見積もったのか、今さら言ってもしょうがないので聞きませんが、来年度からこの数字をベースとして予算は、今回上程されていますが、予算はお組みになられているという認識でよろしいですね。

○委員長（森戸雅孝君） 福田環境課長。

○環境課長（福田欽也君） 斎場のほうが運用開始されて1年半ということで、1年経過しましたので、大体の見込みが立ってきましたので、今後はこの数字がベースになってくると思います。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第15号の所管関係部分を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第15号の所管関係部分は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

○委員長（森戸雅孝君） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時50分）

○委員長（森戸雅孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時05分）

◎発言の申出

○委員長（森戸雅孝君） ここで執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

茅原生活環境部長。

○生活環境部長（茅原節子君） 先ほどの日程の中で、2点ほどちょっと修正事項がございますので、申し訳ございません。修正させていただきます。

まず、一般会計のほうです。補正予算書の歳入のほう、52ページ、53ページの斎場使用料の中で、広瀬委員のほうから式場の使用は何件かということでご質問があったかと思います。担当のほうで5件と答えましたが、正しくは式場が4月から9月まで50件の使用がございまして、年間の見込みを99件ということで見込んでおりますので、5件を年間で99件と見込んでいるということで修正していただければと思います。

すみません。もう一点、歳出のほうもございます。86、87ページ、こちらも斎場の光熱水費のほ

う、こちらも広瀬委員のほうからご質問いただきましたが、こちらにつきましては電気料の補正が1,760万円、水道料が40万円、お話し申し上げました灯油代の燃料費のほうが891万円になりますので、こちらの修正のほうをお願いいたします。よろしくお願いいたします。

以上でございます。お願いします。

○委員長（森戸雅孝君） ただいまお聞き取りのとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） それでは、次に、日程第18、議案第16号 令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ただいまご上程をいただきました議案第16号 令和6年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の17ページをお開きください。令和6年度栃木市国民健康保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ83万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172億1,201万7,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして、歳出からご説明いたしますので、136、137ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額300万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、職員の給料等につきまして不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、138、139ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分につきましては、補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金の減額に伴いまして、財源内訳が変更になるものであります。

次に、140、141ページをお開きください。3款2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分につきましても、補正はありませんが、歳入における保険基盤安定繰入金の減額に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

同じく142、143ページをお開きください。3款3項1目一般被保険者介護納付金分につきましては、同様に歳入における保険基盤安定繰入金等の減額に伴い、財源内訳が変更になるものであります。

続きまして、144、145ページをお開きください。6款1項1目保険財政調整基金積立金、補正額2,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金積立金につきましては、前年度決算剰余金及び預金利子を保険財政調整基金に積み立てるものでありますが、保険基盤安定繰入金等の減額に伴い、預金利子確定分のみを保険財政調整基金へ積み立てるものであります。

次に、146ページ、147ページをお開きください。8款1項3目償還金、補正額216万7,000円の増額であります。説明欄、返還金につきましては、前年度の保険給付費等交付金等の精算に伴う返還金について増額補正するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、134、135ページにお戻りください。6款1項1目1節利子及び配当金、補正額3,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金利子につきましては、保険財政調整基金から生じる預金利子でありまして、額の確定に伴い増額補正するものであります。

次に、7款1項1目1節保険基盤安定繰入金、補正額1億4,407万円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、低所得者の保険税軽減分に対する繰入れでありまして、次の保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国保財政の安定化を図るため、低所得者の人数に応じて繰り入れるものであります。それぞれの額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

次に、2節その他一般会計繰入金、補正額1,432万5,000円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金について減額補正するものであります。

次の未就学児均等割保険税繰入金につきましては、未就学児に対する均等割保険税軽減分に対する繰入れであります。額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

次の産前産後保険税繰入金につきましては、昨年1月から開始いたしました出産被保険者に対する産前産後国民健康保険税の軽減措置に対する繰入れでありまして、額の確定に伴いまして減額補正するものであります。

次に、7款2項1目1節保険財政調整基金繰入金、補正額1億5,756万1,000円の増額であります。説明欄、保険財政調整基金繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金等の額の確定に伴いまして、保険給付等の財源に充てるため、基金を取り崩し繰り入れるものでありまして、増額補正するものであります。

以上で栃木市国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君）　ありがとうございました。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議

ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入のほうで、保険基盤安定繰入金、大幅減額になっているので、その理由というのは何なのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） 一番の大きな理由としましては、被保険者がかなり減っているということが一番の要因かと思われます。こちらの安定基盤繰入金につきましては、低所得者の保険税軽減分とか、あと保険者支援とか、いろいろな積み上げにはなっておりますが、それがほとんどマイナスということになっておりまして、その一番の要因は、被保険者がかなり減っているということが要因と言えるかと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） これは、予算を組むときには想像できないというか、できないのでしょうか。加入者が減るというのは想定できないのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ある程度、被保険者につきましては、だんだん国民健康保険の構造上、前期高齢者が多いということもあり、その分の75歳到達者の方とかは減っていくということは考えられますが、それ以外にも、現在国のほうで被用者保険の適用拡大ということも検討されておりまして、そちらで国民健康保険で働いていましたが、社会保険に加入したという方も、中には見受けられますので、なかなか試算が難しいということが言えます。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第16号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第19、議案第17号 令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） ただいまご上程をいただきました議案第17号 令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明申し上げますので、補正予算書の21ページをお開きください。令和6年度栃木市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,529万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,909万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして歳出からご説明いたしますので、160ページ、161ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、補正額590万円の減額であります。説明欄、職員人件費につきましては、総務人事課所管となりますが、職員の手当等について不用額が見込まれるため減額補正するものであります。

次に、162ページ、163ページをお開きください。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額385万5,000円の増額であります。説明欄、後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担金、負担額が増加する見込みであるため、必要額を増額補正するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入する市の負担額、負担金が確定したため、不用額を減額補正するものであります。

次に、164ページ、165ページをお開きください。4款2項1目他会計繰出金、補正額2,733万9,000円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金につきましては、令和5年度に一般会計より繰り入れた人件費繰入金等について、決算額の確定に伴い、一般会計に返還するため増額補正するものであ

ります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、158ページ、159ページにお戻りください。1款1項1目1節後期高齢者医療特別徴収保険料、補正額3,900万円の増額であります。説明欄、特別徴収保険料につきましては、保険料が増収となる見込みであることから増額補正するものであります。

次の4款1項1目1節事務費繰入金、補正額590万円の減額であります。説明欄、人件費繰入金につきましては、職員人件費の減額に伴い、一般会計からの人件費繰入金を減額補正するものであります。

次の2目1節保険基盤安定繰入金、補正額3,514万5,000円の減額であります。説明欄、保険基盤安定繰入金につきましては、保険基盤安定制度負担金額が確定したため、不用額を減額補正するものであります。

次に、5款1項1目1節前年度繰越金、補正額2,733万9,000円の増額であります。説明欄、前年度繰越金につきましては、令和5年度の決算剰余金でありまして、決算額の確定に伴い減額補正するものであります。

以上で栃木市後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 歳入で1番の保険料ですけれども、増収になったと。これはやっぱり後期高齢者が、75歳以上の方が増えた。今年度75歳になった人が増えたということなののでしょうか。そこはどのようなのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 臼井保険年金課長。

○保険年金課長（臼井 司君） こちら所管のほうが税務課となりますが、恐らく所得の多い方というのでしょうか、人数全体も増えてきているというのはございますが、その中でも所得の多い方が多かったのかなというのが推察されます。ということで、すみません。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第17号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎発言の申出

○委員長（森戸雅孝君） ここで議事に入る前に、執行部より発言の申出がありましたので、これを許可します。

首長保健福祉部長。

○保健福祉部長（首長正博君） 議案第57号のメディカルしもつがの部分のところで、固定資産税の評価額の話が出た部分のところでございますけれども、使用料を算定するに当たりまして、税務課資産税担当のほうに評価相当額ということで確認済みの部分のところがございましたので、その数値を報告させていただきたいと思います。

2筆合計で年間8,670万円弱の固定資産税の評価相当額ということで、そのうちの5%、行政財産使用料条例に適用させまして、5%ということで使用料といたしまして434万円程度、これが減免の対象になるという部分のところでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） ただいまお聞き取りのとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第20、議案第18号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第18号 令和6年度
栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の25ページをお開き願います。令和6年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,818万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162億716万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、補正予算書の180ページ、181ページをお開きください。1款1項1目一般管理費の説明欄、職員人件費及び県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、当該見込んでおりました所属の人数に変更が生じたことによる差額分を精査し、職員の給与等及び同負担金につきまして不用額が見込まれるため補正をするものであります。

続きまして、182ページ、183ページをお開きください。2款1項3目地域密着型介護サービス給付費は、470万円を減額するものであります。説明欄、地域密着型介護サービス給付費は、同一款内他項の介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費及び高齢介護予防サービス費に不足が見込まれるため、同一款内での調整を行い、地域密着型介護サービス給付費を減額補正するものであります。

2款1項5目施設介護サービス給付費は、2,000万円を増額するものであります。説明欄、施設介護サービス給付費は、施設利用者が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内他項の特定入所者介護サービス費との調整を行い、増額補正をするものであります。

続きまして、184ページ、185ページをお開きください。2款2項5目介護予防福祉用具購入費は、150万円を増額するものであります。説明欄、介護予防福祉用具購入費は、要支援の利用者の福祉用具購入費に対する支給が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内の地域密着型介護サービス給付費との調整を行い、増額補正とするものであります。

2款2項6目介護予防住宅改修費は、300万円を増額するものであります。説明欄、介護予防住宅改修費は、要支援の利用者の住宅改修費用に対する支給が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内他項の地域密着型介護サービス給付費との調整を行い、増額補正をするものであります。

続きまして、186ページ、187ページをお開きください。2款4項2目高額介護予防サービス費は、200万円を増額するものであります。説明欄、高額介護予防サービス費は、一月の利用者の負担額

が限度額を超えた場合に超えた分を払い戻す制度の対象となる要支援の利用者が当初見込みを上回ることにより不足が見込まれるため、同一款内他項の地域密着型介護サービス給付費との調整を行い、増額補正をするものであります。

続きまして、188ページ、189ページをお開きください。2款6項1目特定入所者介護サービス費は、2,000万円を減額するものであります。説明欄、特定入所者介護サービス費は、同一款内他項の施設介護サービス給付費に不足が見込まれるため、同一款内での調整を行い、特定入所者介護サービス費を減額補正するものであります。

続きまして、190ページ、191ページを御覧ください。4款1項1目介護給付準備基金積立金は、8,714万5,000円を増額するものであります。説明欄、介護給付費準備基金積立金は、介護給付費準備基金積立金の額が当初見込みを上回ることから増額補正をしたいというものであります。

続きまして、192ページ、193ページでございます。5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費は、1,800万円の増額であります。説明欄、訪問型・通所型サービス事業費は、負担金単価の増額などにより不足が生じたため、負担金を増額するものであります。

194ページ、195ページです。5款3項1目任意事業費の説明欄、在宅老人成年後見制度利用支援事業費は、成年後見人等への報酬について、利用が当初見込みを下回ったため不用額を減額するものであります。

続きまして、196ページ、197ページでございます。7款2項1目他会計繰出金は、150万円の増額であります。説明欄、一般会計繰出金は、一般会計補正予算の際に申し上げました、はつらつセンター業務委託料の減額に伴い、重層的支援体制整備事業に係る一般会計への繰出金を減額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、補正予算書176ページ、177ページをお開きください。4款2項1目調整交付金は、90万円の増額であります。説明欄、総合事業は、総合事業の増額に伴い、国の調整交付金を増額するものであります。

4款2項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、360万円の増額であります。説明欄、現年度分は、総合事業の増額に伴い、国の交付金を増額するものであります。

4款2項3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）につきましては、114万円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては、地域支援事業の任意事業の減額に伴い、国の交付金を減額するものであります。

5款1項2目地域支援事業支援交付金は、405万円の増額であります。説明欄、現年度分は、総合支援事業の増額に伴い、社会保険診療報酬支払基金の交付金を増額するものであります。

6款3項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、225万円の増額であります。説明欄、現年度分は、総合事業の増額に伴い、県の交付金を増額するものであります。

6款3項2目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、57万円の減額であります。説明欄、現年度分につきましては、地域支援事業の任意事業の減額に伴い、県の交付金を減額するものであります。

7款1項1目利子及び配当金の説明欄、介護給付費準備基金利子につきましては、14万4,000円の減額であります。介護給付費準備基金積立金の利子が見込みを下回るため、減額補正したいというものです。

続きまして、補正予算書178ページ、179ページでございます。9款1項2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）につきましては、225万円の増額であります。説明欄、現年度分は、総合支援事業の増額に伴い、一般会計繰入金の増額をするものであります。

9款1項3目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）は、57万円の減額であります。説明欄、現年度分は、地域支援事業の任意事業の減額に伴い、一般会計繰入金を減額するものであります。

9款1項4目その他一般会計繰入金の説明欄、職員給与費等繰入金につきましては、2,250万円を減額するものであります。職員給与費等繰入金は、職員給与の減額に伴い、職員給与費等繰入金を減額補正するものであります。

9款2項1目介護給付費準備基金繰入金の説明欄、介護給付費準備基金繰入金は、6,176万7,000円を減額するものであります。今年度の収支状況により、介護給付事業準備金の取崩しが不要となったため、介護給付費準備基金繰入金を減額補正したいというものであります。

10款1項1目繰越金の説明欄、前年度繰越金は、1億5,182万6,000円を増額するというものであります。今回の歳入歳出予算の差額調整を行うため、増額補正したいというものでございます。

以上をもちまして、令和6年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 192ページ、193ページのほうで、訪問型・通所型サービス事業費、これが法

定負担金で1,800万円ほど増額されております。これ理由的に、負担金の単価が高騰しているというところでございますけれども、この負担金、いつ頃、何がどの程度上がったのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） こちらの負担金につきましては、国の単位ですか、単価の見直しがあったのが、たしかちょうど1年前ぐらいのこの時期だったかと思います。国から通知がありまして、当初予算のほうにはちょっと反映できなかったということで、今回の補正で増額という形になります。

例えばどういうふうに上がったのかというところなのですけれども、ちょっと一例でお話ししますと、要支援1の通所介護相当サービスという項目があるのですが、そちらを例に取りますと、もともと1,672単位、これが月なのですけれども、それが1,798単位、月で増えまして、それは何かといたしますと、その126単位増えているのですけれども、それに10.14円を掛けますと、その月の単価というのが出てくる形になります。こちらですと、1,278円ほど上がったというような考え方になります。そのような状況でございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 内容的には分かりました。つまりは、昨年の中頃、国からそういったお達しがあったのだけれども、当然ながら時期的に予算に反映はできなかった。1年間の集計が出そうなこの時期になって、1年分のやつをまとめて、今回補正で上げたということでよろしいのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） さようでございます。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私、民生は新入生も同然なので、あれですけれども、昨年6月から民生にお邪魔しておりますが、その間に、こういったことで上がる可能性がある、補正がかかる可能性があるというのを、委員会、そして議会に説明というのはございましたか。

○委員長（森戸雅孝君） 松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） 申し訳ございません。この件に関しては、ちょっと説明はしていなかったかなというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） されていたということだったらどうしようかと思ってしまいましたが、私も含めて、そういった国の動向、そして予算の動向を注視される議員も多数いらっしゃると思います。今後におきましては、極力、些細な情報でもお伝え願えればありがたいと思いますので、よろしくお願いします。これは要望です。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 183ページで、地域密着型介護サービス給付費を470万円減らして、それを各事業費に配分しているのですけれども、この介護サービスというのは、地域密着型介護サービス、これ470万円減らしても十分大丈夫だということなののでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） 地域密着型介護サービスにつきましては、地域密着型のグループホームであったり、あるいは29人以下、小規模の特養であったり、あるいは通所のデイサービス等が該当する事業になります。第9期計画の中でも、グループホーム等が吸収をしたりとか、あるいは廃止をしたりというような事業所もありましたので、この金額をマイナスしても十分回していけるだけの金額というふうに計算、試算は出しております。

○委員長（森戸雅孝君） 白石委員。

○委員（白石幹男君） それとは別に、191ページ、介護給付費準備基金積立金が8,700万円ほど積立てして、歳入のほうは繰入金を減らしているのです。ゼロにしたわけですね。このプラス・マイナスで準備基金というのはどのくらいになるのでしょうか。

○委員長（森戸雅孝君） 寺内高齢介護課長。

○高齢介護課長（寺内 均君） それでは、準備基金のほう、幾らほどあるかという金額につきましては、今現在10億9,400万円ほど準備基金のほうは積立てのほうがございます。8,700万円積み立てられたのに6,000万円の減額があるではないかというご質問でございますが、この減額につきましては、昨年度予算をつけるに当たりまして、本来ですと第9期計画の第1年目がちょうど今年の令和6年でした。この令和6年につきましては、実際基金から取崩しというのは、まずあり得ないのです。ゼロというのが本来のところなのですが、ちょっと私どもの計算ミスでございまして、もう1年度から引いてしまうような算出をしていたものですから、今回補正ということで、本来1年目は基金からの取崩しはゼロであるというところの訂正でございますので、ご承知おきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第18号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとするにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでした。

〔執行部退席〕

◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第21、議案第19号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）を議題といたします。

当局から説明を求めます。

なお、説明欄に記載の金額については、読み上げを省略していただいて結構です。

松本地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（松本佳久君） ただいまご上程いただきました議案第19号 令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）についてご説明いたします。

恐れ入りますが、補正予算書の29ページをお開きください。令和6年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正は、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ61万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,461万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるというものであります。

それでは、歳出からご説明いたしますので、210ページ、211ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費は、61万1,000円の増額であります。説明欄の介護予防ケアマネジメント委託費は、居宅介護支援事業所へ支払う介護予防ケアマネジメント委託料が当初見込みを上回ったため増額するものであります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、208ページ、209ページをお開きください。1款2項1目介護予防ケアマネジメント事業費収入は、61万1,000円の増額であります。歳出の委託費の増額に対応し、事業費収入を増額するものであります。

以上をもちまして、令和6年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第2号）の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

お諮りいたします。本案については、歳入歳出を一括して審査したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

ただいまから歳入歳出を一括した質疑に入ります。

なお、質疑に際しましては一問一答の方法で、ページ数もお知らせ願います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

ただいまから討論に入ります。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） 討論省略の声がありますが、討論を省略することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認め、討論を省略することに決定いたしました。

ただいまから議案第19号を採決いたします。

本案は原案を可決すべきものとすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議事の終了した執行部の方々は退席して結構でございます。大変お疲れさまでございました。

〔執行部退席〕

◎陳情第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○委員長（森戸雅孝君） 次に、日程第22、陳情第1号 都賀幼稚園の虐待及び不適切な保育について第三者委員会の設置等を求める陳情書を議題といたします。

初めに、請願・陳情文書表を書記に朗読させます。

斉藤書記。

〔書記朗読〕

○委員長（森戸雅孝君） ありがとうございます。

これより審査に入ります。

なお、各委員のご発言の際には、陳情の趣旨やその論点等について、さらには陳情に対する賛否

などを自由にご討議いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、ご意見等がありましたらご発言願います。

内海委員。

○委員（内海まさかず君） この陳情に関しては、陳情者から説明を受けましたが、この陳情の前にも元先生からの陳情がありました。この2つとも自分の名前を出して、市に対してお願いをしてきたと。そして、それを議会がやってくれというお願いをしてきたのですけれども、ただ自分の思ったことがうまくいかなかったから、それに対してというものではなくて、自分の名前を出して、そして議会にお願いすると。というか、市民にそこまでさせなければいけないのかというのは、あのとき私感じたことなのですけれども、市の対応がまずかった。これは本当にそうだと思います。それに対して、もう期待できないなと思った市民が、議会に対して陳情してきた。これに対して、私たちは応えていかなければいけないのではないかなと思います。そうでないと、議会は何のためにあるのと、これは言われても仕方ないと思います。

また、状況が状況で、去年の2月ですよ。もう1年たっているのですけれども、虐待があって、そしてその結果も出ずに、1世代、2世代、もうじき2世代目が入園、卒園するというような状況なのですけれども、そこまでに報告書も出せないという、これはあまりにも時間がかかり過ぎていると思います。多分、園のほうで抵抗しているのだろうなと思われそうですけれども、抵抗されたからといって、そのままそれを許してはいけないと思います。

ということで、市民の方が実名を出しながら、ここまで議会に助けを求めてきているというものに対して、行政を監視して、行政を指導しなければいけない私たち議会は、この陳情を採択すべきだというふうに思います。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご発言はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 自由討議みたいなものでしょう。

○委員長（森戸雅孝君） そうです。自由討議です。

○委員（白石幹男君） 私も採択すべきだと思います。

去年の2月の虐待。虐待と認めた事件から、ちょうど1年以上たっています。それでも何の解決も見えていないと。市の対応も全く遅れているというか、何もしてきていなかったような状況ですよ。この間、この間の陳情者からの説明でもいろいろ資料が出てきましたけれども、過去にも何件か、虐待なり、不適切な保育がやられていたという事実も上がってきておりますので、これまでは匿名でというようなメールか何かで市の保育課のほうにやっていたのだけれども、匿名ということで、なかなか動きが取れなかったというのは保育課の課長も言っていたけれども、実名を挙げて、こういう事実がありましたということを言っているわけで、これについてはきっちりとした説明を、再発防止をやらなければいけないと思います。

ですから、もう1年以上もたって、それ以前にもそういった事例があったということを踏まえま
すと、早急に第三者委員会。園のほうでは、これつくらないと思います。大体事案を見てみますと、
園長とか、その息子とか、そういうところがそういう虐待なり、不適切な保育をやっていたという
ことでありますと、やっぱり市がきちっと動かないといけないと思います。

そういった点で、やっぱり議会として、これは早急というか、第三者委員会をつくりなさいよと
いう市民の思いを伝えて、前に動かしていく。これはぜひ必要だと思いますので、この陳情を採択
して、市の執行部のほうにも、園のほうにもですけれども、第三者委員会をつくるように、より強
く言っていくべきかなと思います。そういった点で、陳情を採択すべきだということであります。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご発言。そちらで順番に。

広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 私もこの陳情は採択すべきという立場から、ちょっと発言をさせていただき
ますけれども、この都賀幼稚園については、去年のうちから結構長い期間、議会でも取り沙汰され
ておりますし、おおよその内容について、皆さんご承知のことだと思います。

私が訴えたいのは、今回は保護者の方、そして勤めていた先生方からの心からの訴えがここに集
約されているだろうなと。皆さん、陳情の理由、下のほうに書いてありますよね。もう議会にす
がるしかない。行政に、議会から第三者委員会の設置を言ってくれと、それが最後のとりでだと言わ
んばかりの内容でございます。我々議会は、そして議員は、一般市民からの意見を集約して行政に
届けるのが本来の仕事であり、行政の監視機関という面もありますが、今回この陳情を取り上げる
ことができなければ、議会の存在価値が疑われるような事案だと私は思っています。

しかも、この陳情は緊急性を要している。なぜかといえば、もう既に園側が一度、第三者委員会
をつくるという発言をして、その後、秘密裏に撤回をして、やらないと。そういったことをきちん
と追及するためには、時間を置くわけにはいかない。我々議会が追及するわけではないです。行政
が追及するわけではない。第三者委員会というのは、中立の立場の人間が、公平、公正性を持って
当たるのが本来の委員会です。ただ、そこで何もやましいところがなければ、それが証明されるの
も第三者委員会なのです。であるならば、都賀幼稚園のほうは、粛々とこの第三者委員会を設置し
て、自らの潔白をただすよう努力するべきのところ、今回拒否をされているというのは、残念なが
ら我々も疑心暗鬼にならざるを得ない。様々な観点から見ても、私は今回第三者委員会設置をする
のが当然であると思いますし、陳情者の気持ちも十二分に分かる。そのために、我々議会がスピー
ディーに行政に対して要望するのは当然の行為だと考えております。皆様の良識あるご意見を期待
しております。

○委員長（森戸雅孝君） では、こちらから行きましょうか。副委員長から。

○副委員長（古沢ちい子君） 今、広瀬委員、それから白石委員、内海委員のご意見を伺って、また
先日、陳情者からの意見陳述も伺って、本当に大変な状況だということは実感しております。本当

に第三者委員会をつくって追及していくべきだなというふうにも考えるところでございますけれども、議会としてということを考えていったときには、まだまだ状況、現状がそろっていないのではないかなというふうに私は感じております。

先日の下野新聞に、7日に園長らが、園側や現職員の聞き取り結果をまとめた調査報告書を市に提出したという記事が出ておりました。これを見ても、まだまだ、この記事を見て私はまた、ええ、どうなっているのかということで、大変悩んでいるところでございます。ですので、早急だという思いも分かりますし、保護者の皆さんのそういう気持ちも分かる。だからこそ、議会としては公平性を持って、しっかりと審議をしていきながら、また継続的に調査をしていくということも必要だと思いますので、今回の陳情は、この委員会で継続的に審査していくという方向がよいと思います。

○委員長（森戸雅孝君） では次、浅野委員。

○委員（浅野貴之君） 私は、まず今回の一連の不適切保育、そして虐待と認定された件については、絶対に虐待は許すことはできない。この姿勢を所管の委員会としても、しっかりと当局に伝えていくべきだと思います。これは委員長が代表して、ぜひ所管課には強く抗議をしてもらいたいと思いますし、先日は意見陳述で、救う会の方々からお声をいただきました。実名をもって告発をするということについては、本当に勇気の要ったことだと思います。そうした気持ちに寄り添うのが市議会であると思いますし、当局にとっても必要なことだと思います。

翻って、この陳情については第三者委員会を設置せよということであります。私も第三者委員会については、公平な第三者委員が入って、園の体質をしっかりとチェックしていくということについては必要だと思いますので、設置するべきだと思います。そこに至るまでの過程については、まずは第三者委員会というのは、園が自主的に独自性を持って設置をする。でないと、自浄作用も含めて、園の体質というものは変わっていかないと思います。

そして、県と市で連携をして指導監査を行うということの報告もありました。その指導監査の結果を議会としてもきちんと、委員会としてもそれは説明聴取をしていきたいと、していくべきだと思います。

そして、元職員、現職員も含めて、関係者からの聞き取りも行うということでもあります。様々な不適切保育があるという告発を前回お話を伺いました。そうしたことも含めて、当局からの聞き取り調査がどのようなであったのかということについても、委員会としては詳しく調査研究をしていきたいというふうに思います。

この陳情については、しっかりと所管の委員会、議会がしっかりとグリップをして、市当局に対して監視の目を光らせていくということが必要なのだと思います。この3月定例会において、そうした第三者委員会の設置の可否について、今申し上げたような調査結果の報告を待ってからでも、しっかりとした判断、公正、公平な判断をするということについては、3月定例会についてはまだ時期尚早なのではないかなというふうに思います。先ほど早急にというお話がありました。確かに早

急に設置をしないと、子供たちの安全だったり、保護者の気持ちに寄り添うということは早くしなければいけないという気持ちもありますけれども、公正、公平な判断をするということについては、その調査結果をしっかりと調査研究をした上での判断が必要なのではないかというふうに思いますので、今定例会においては継続審査とすべきというふうに考えます。

○委員長（森戸雅孝君） 川田委員。

○委員（川田俊介君） すみません。私も、これは本当に、子供３人育てています。今、自分も育児で、嫁さんと協力しながら育て、今回の虐待の話を聞いて、人情的には、情的には、これはすぐさま何とかしてあげたい。すぐ第三者委員会を立ち上げるべきだとは思いますが、やはり議員というのは中立的な立場でしっかり物事を見ないといけない。確かに市民の側に立つことも必要だと思いますけれども、私たちはやっぱり中立に物事をしっかりと判断しなくてはいけないということから、園側が認めている部分と認めていない部分が多々あるという、この間お話だったので、それがまだ全て指導監査もしているということで、その答えが返ってきていないうちに、第三者委員会の立ち上げというのを議会として言ってしまっているものなのか。

気持ち的には、本当にすぐにでも請求したいところなんですけれども、取りあえず３月定例会では、ちょっと一時、その答えを取りあえず待つ形で、継続審査という形を取ったほうがいいのではないのかなと。ちょっと相手方も、何か話によると弁護士をつけたとか、もしかしたらこの先、係争事案に発展するということも鑑みると、一時ちょっとここは冷静になって考えて、情に走らずに、ちょっと冷静になって、継続審議ということではないかと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 内海委員。

○委員（内海まさかず君） この陳情って、私たちが虐待があったとかなかったかを判断しろということではないのです。第三者委員会を設置することによって、事実が何であったのかというものが分かるから、それをやってほしい。それを多分、園はやらないでしょうね。だって、自分はやっていないと言っているのだから。そういう状況がずっと続いているわけですから、それに対して市が第三者委員会をつくるように指導しなさい、もし市がやらないのだったら議会がやってくださいよという陳情なので、これをつくるのがどうこう、私たちが何かをジャッジするということではないので、私はこれをすべきだと思います。また議会の役割だろうなと思います。

○委員長（森戸雅孝君） 広瀬委員。

○委員（広瀬義明君） 継続審査ということで望まれている委員の方々のご意見は拝聴させていただきましたけれども、今、内海委員がおっしゃったように、別に我々は内部調査委員会を設立してくれと言っているわけではない。どちらの意見が正しいのか。私も別に保護者側、今回陳情を上げてこられた陳情者側に肩入れをしているつもりはない。私の意見を申し述べたときに、どちらが正しいか分からないから、第三者委員会できちんとしたほうがよろしいのではないのか。それまでに上がってきた過程は我々が受け取るのではなく、その第三者委員会に行くわけです。我々が上がって

きた意見、今度園側が上がってきた。では、それらに対して、また陳情者側が上がってきた。では、いつになったらこの陳情に対する結論が出るのか。もしその間にどちらかの話が進んで、では第三者委員会をつくりましょうということが決まったときに、議会側は陳情を上げて何をしてくれたのだということになりかねない。

議会が、第三者委員会をつくるように働きかけていただけませんか、行政に働きかけることに何か不都合があるのでしょうか。私は、そこが心配でなりません。陳情に対してきちんとした態度で我々が応える。別にそれが、川田委員がおっしゃったように、子供云々というのは浅野委員が言ったのだっけ、川田委員が言ったのだよね。何かあったら大変だと心配があるのも当然であります。我々からすれば、今後我々にどんな情報が入ってこようとも、それが第三者委員会をつくる、つukらないの要因になるわけがないのです。争っているお二方にきちんとした意見を述べていただいた上で、中立、公平、公正な方々に判断を仰いだらいかがですかと。ただ、それだけの話でございまして、それがなぜ、私からすると延びることになるのかが、はっきり言って分かりません。議会の議会たるゆえんがここで証明されなかったら、私はうそだろうなと思っております。

3対3で意見が分かれておりますので、多分延びるのでしょうけれども、はっきり言って残念です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかに発言はありますか。

白石委員。

○委員（白石幹男君） 議会は中立的な立場に立つべきだというふうな発言もありましたけれども、これは議会がこの事案を審議するわけではない。ただ、そういう審議する委員会をつくって下さいという市民の要望を執行部なり園側に伝えるということであって、我々がやるわけではないのです。そういった意味では、今後の監査の状況を見てなんて言っていますけれども、今まで1年間、進展がなかったわけだから、そこを進展させるという意味でも、つくって、陳情を採択して、執行部及び園側にそういう方向を向かせるということで、それが議会の役割だと思うのです。ですから、継続審査ではなくて、採択という方向をこの民生常任委員会では見いだすべきだなと思います。

以上です。

○委員長（森戸雅孝君） ほかにご発言ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（森戸雅孝君） それでは、先ほど継続審査を求める意見が出されましたので、初めに継続審査することについて採決いたします。

それでは、お諮りいたします。これまでの各委員の意見を勘案しまして、本陳情を継続審査することに賛成の委員の起立を求めます。

〔可否同数〕

〔賛 成 川田俊介 浅野貴之 古沢ちい子 〕

〔反対 内海まさかず 広瀬義明 白石幹男〕

○委員長（森戸雅孝君） 起立3名であります。可否同数と認めます。

したがって、栃木市議会委員会条例第17条の規定により、委員長が裁決いたします。

そうすることで、その条例に基づきまして、私なりの判断をさせていただきたいと思います。

ただいま採択、そして継続審査ということで発言をいただきましたけれども、私も結論から言いまして、継続審査を望みます。

やはり行政側へチェックするというのは議会側の役割でございますので、今後しっかりとそういった第三者委員会の立ち上げについての、これから意見を申し、そして適宜適切な場面で執行部からのそういった報告も受けるというようなことで、しばらく継続審査をして中立の立場で寄り添っていければというふうに思います。

以上が私の判断でございます。

本件は継続審査するものと決定いたします。

◎閉会の宣告

○委員長（森戸雅孝君） 以上で当常任委員会の審査は終了いたしました。

なお、審査報告書及び委員長報告及び継続審査申出書の作成については、正副委員長にご一任願います。

これをもちまして民生常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

（午後 4時18分）